

令和 8 年
第 4 回 山 口 市 議 会 (定 例 会)
提 出 条 例 議 案 参 考 資 料

(目 次)

議案第 4 号関係	山口市行政手続条例……………	1
議案第 5 号関係	地方自治法第243条の3の規定に基づく財政に関する事項 の公表に関する条例……………	3
議案第 6 号関係	山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例……………	4
議案第 7 号関係	山口市税条例……………	5
議案第 8 号関係	山口市使用料、手数料徴収条例……………	6
議案第 9 号関係	山口市使用料、手数料徴収条例……………	9
	山口市立学校施設使用料徴収条例……………	1 2
	山口情報芸術センター設置及び管理条例……………	1 4
	山口南総合センター設置及び管理条例……………	1 7
	山口市大海総合センター設置及び管理条例……………	2 1
	山口市徳地文化ホール設置及び管理条例……………	2 4
	山口ふれあい館設置及び管理条例……………	2 5
	クリエイティブ・スペース赤れんが設置及び管理条例……………	2 7
	中原中也記念館設置及び管理条例……………	2 8
	山口市菜香亭設置及び管理条例……………	2 9
	十朋亭維新館設置及び管理条例……………	3 1

山口市阿東三谷ふれあいセンター設置及び管理条例	3 2
山口市歴史民俗資料館設置及び管理条例	3 3
山口市体育施設設置及び管理条例	3 4
山口市柔剣道場設置及び管理条例	3 7
山口市スポーツの森設置及び管理条例	3 8
やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例	4 1
やまぐちサッカー交流広場設置及び管理条例	4 6
山口市山口児童館設置及び管理条例	4 8
山口市高齢者生きがいセンター設置及び管理条例	4 9
山口市小郡高齢者生きがいセンター設置及び管理条例	5 0
山口市串地区老人作業所設置及び管理条例	5 1
山口市老人福祉館設置及び管理条例	5 2
山口市小郡老人福祉センター設置及び管理条例	5 3
山口市阿東老人福祉センター等設置及び管理条例	5 4
山口市老人憩の家設置及び管理条例	5 5
山口市休日・夜間急病診療所設置条例	5 6
山口市阿知須健康福祉センター設置及び管理条例	5 7
山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5 8

山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例……………	5 9
山口市斎場条例……………	6 0
山口市営墓地設置及び管理条例……………	6 4
山口市営阿知須合同納骨塔設置及び管理条例……………	6 5
山口市地域交流センター設置及び管理条例……………	6 6
山口市宮野地域交流ステーション設置及び管理条例……………	6 9
山口市島地温泉ふれあいセンター設置及び管理条例……………	7 0
山口市小郡地域集会所設置及び管理条例……………	7 1
山口市柚野地域活性化センター設置及び管理条例……………	7 2
山口市高齢者女性等活動促進センター設置及び管理条例……………	7 4
山口市隣保館設置及び管理条例……………	7 5
山口市男女共同参画センター設置及び管理条例……………	7 7
山口市働く婦人の家設置及び管理条例……………	7 8
山口市勤労青少年ホーム設置及び管理条例……………	7 9
重源の郷体験交流公園設置及び管理条例……………	8 0
願成就温泉センター設置及び管理条例……………	8 1
十種ヶ峰ウッドパーク設置及び管理条例……………	8 2
新山口駅観光交流センター設置及び管理条例……………	8 5

山口市産業交流拠点施設設置及び管理条例……………	8 6
山口市徳地新規就農者技術習得支援施設設置及び管理条例……………	9 0
山口市徳地三谷交流センター設置及び管理条例……………	9 1
山口市阿東嘉年基幹集落センター設置及び管理条例……………	9 2
山口市蔵目喜ふれあいセンター設置及び管理条例……………	9 3
山口市地域特産物販売促進センター設置及び管理条例……………	9 4
山口市柚野農産加工販売所設置及び管理条例……………	9 6
道の駅あいお設置及び管理条例……………	9 8
道の駅「きらら あじす」設置及び管理条例……………	9 9
山口市阿東総合交流ターミナル設置及び管理条例……………	1 0 0
山口森林ふれあいセンター設置及び管理条例……………	1 0 1
山口市徳地山村広場設置及び管理条例……………	1 0 2
山口市阿東山村広場設置及び管理条例……………	1 0 3
新山口駅南北自由通路設置及び管理条例……………	1 0 4
新山口駅北口交通広場設置及び管理条例……………	1 0 5
山口市都市公園条例……………	1 0 7
山口市公園等設置及び管理条例……………	1 1 0
山口市民会館設置及び管理条例……………	1 1 1

議案第 11 号関係	嘉村磯多生家設置及び管理条例……………	1 1 4
議案第 12 号関係	旧中川家住宅設置及び管理条例……………	1 1 5
議案第 13 号関係	山口市小郡文化資料館設置及び管理条例……………	1 1 8
議案第 14 号関係	山口市南部運動広場設置及び管理条例……………	1 1 9
議案第 15 号関係	山口市小郡屋内プール設置及び管理条例……………	1 2 1
議案第 16 号関係	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例……………	1 2 3
議案第 17 号関係	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例……………	1 4 1
議案第 18 号関係	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例……………	1 5 1
議案第 19 号関係	山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例……………	1 5 3
議案第 20 号関係	山口市地域交流センター設置及び管理条例……………	1 5 4
議案第 22 号関係	山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例……………	1 5 5
議案第 23 号関係	山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例……………	1 5 8
議案第 24 号関係	大原湖キャンプ場設置及び管理条例……………	1 6 1
議案第 25 号関係	湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例……………	1 6 3
議案第 27 号関係	山口市水道事業等の設置等に関する条例……………	1 6 4

議案第 28 号関係 山口市火災予防条例…………… 1 6 5

○山口市行政手続条例

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第14条 省略 2 省略 <u>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</u> <u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第4項後段</u>)の規定により当該通知が到	(聴聞の通知の方式) 第14条 省略 2 省略 <u>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第3項後段</u>)の規定により当該通知が到

達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項**及び第4項**の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項**及び第4項**中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、**同項中**「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、**当該措置を開始した**日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び**第4項並びに**第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、**同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と**、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、**「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。**

達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「**掲示を始めた日から2週間を経過したとき**」とあるのは「**掲示を始めた日から2週間を経過したとき**（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、**掲示を始めた**_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び_____第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、**「同項第3号」**及び第4号」とあるのは「**同条第3号**」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「**同条第3項後段**」とあるのは「第28条において準用する**第14条第3項後段**」と読み替えるものとする。

○地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基づく財政に関する事項の公表に関する条例

新	旧
<u>第2条 公表は、毎年度11月に次に掲げる方法で行う。</u> <u>(1) 市報に掲載する方法</u> <u>(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法</u> 2 省略 <u>第3条 前条第1項の規定により公表を行う事項は、4月1日から9月30日までの間における次に掲げる事項とする。</u> (1)～(3) 省略 (削る)	<u>第2条 公表は、毎年度5月及び11月に、山口市報への登載、山口市公告式条例(平成17年山口市条例第3号)第2条第3項に規定する掲示場への公示又は山口市ホームページへの掲載により行う。</u> 2 省略 <u>第3条 毎年度5月に行う財政状況の公表においては、前年度10月1日から3月31日までの間における次に掲げる事項を公表しなければならない。</u> (1)～(3) 省略 <u>2 毎年度11月に行う財政状況の公表においては、4月1日から9月30日までに掲げる前項各号に掲げる事項を公表しなければならない。</u>

議案第 6 号関係

新旧対照表

○山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例

新			旧		
(運用益金の処理)			(運用益金の処理)		
第4条 基金の運用から生じる収益は、その属する会計の歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために実施する事業に要する経費に充て、又は当該基金に繰り入れるものとする。ただし、 山口市収入印紙購入基金 については、一般会計に繰り入れるものとする。			第4条 基金の運用から生じる収益は、その属する会計の歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために実施する事業に要する経費に充て、又は当該基金に繰り入れるものとする。ただし、 山口市県収入証紙等購入基金 については、一般会計に繰り入れるものとする。		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
基金の名称	設置の目的	基金の額	基金の名称	設置の目的	基金の額
(1) 山口市収入印紙購入基金	収入印紙の購入及び売りさばきに関する業務を円滑かつ効率的に行うため	700万円	(1) 山口市県収入証紙等購入基金	山口県収入証紙及び 収入印紙の購入及び売りさばきに関する業務を円滑かつ効率的に行うため	1,280万円
(省略)			(省略)		

新	旧
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) 所得税法第78条第2項第2号 <u>から第4号までに掲げる寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)</u>及び <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</u> ア 省略 イ 山口県知事 <u>の所管に属する公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した <u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> 2 省略	(寄付金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) 所得税法第78条第2項第2号 <u>及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)</u>並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの ア 省略 イ 山口県知事 <u>又は山口県教育委員会</u>の所管に属する <u>公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した <u>金銭</u> 2 省略

議案第 8 号関係

新旧対照表

○山口市使用料、手数料徴収条例

新			旧		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
使用料			使用料		
種類	金額等		種類	金額等	
土地建物使用料	区分	金額	土地建物使用料	区分	金額
	<u>1 土地使用料</u>	<u>1平方メートル1月につき、土地の価格の1,000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額とする(備考2に該当するときは、備考2第2号を適用する。)。ただし、次の各号に掲げるものに係る使用については、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>		<u>1 土地使用料</u>	<u>郵便差出箱</u>
		<u>(1) 郵便差出箱 1個1年につき600円とし、その使用期間が1年未満であるときは、月割計算とする(備考2に該当するときは、備考2第1号を適用する。)。</u>			<u>電柱、電話柱等</u>
		<u>(2) 電気又は電気通信等の</u>			<u>その他の土地</u>
					<u>使用の場合</u>
					<u>1平方メートル1月につき、土地の価格の1,000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額とする(備考2に該当する</u>

		<u>線路を設置するための本柱、支柱、支線その他の工作物で電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に掲げるもの 同表に規定する額とし、備考2の規定にかかわらず、その使用期間が1年未満であるときは、これを1年として計算する。</u>						<u>ときは、備考2第2号を適用する。)</u> 。
		(3) <u>山口市道路占用料徴収条例(平成17年山口市条例第190号)別表に掲げるもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの 同表に規定する額とし、備考2の規定にかかわらず、その使用期間が1年未満であるときは、これを1年として計算する。</u>						
		(省略)					(省略)	
会議室等一時使用料	種別	金額			会議室等一時使用料	種別	金額	
		午前9時から	午後1時から	午後5時から			午前9時から	午後1時から

		午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで			午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで
1	会議室				1	会議室			
	(1) 100m ²	<u>(550円)</u>	<u>(550円)</u>	<u>(1,120円)</u>		(1) 100m ²	<u>(460円)</u>	<u>(460円)</u>	<u>(930円)</u>
	未満	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>2,380円</u>		未満	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>1,980円</u>
	(2) 100m ²	<u>(940円)</u>	<u>(940円)</u>	<u>(1,870円)</u>		(2) 100m ²	<u>(780円)</u>	<u>(780円)</u>	<u>(1,560円)</u>
	以上	<u>1,980円</u>	<u>1,980円</u>	<u>3,960円</u>		以上	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
2	その他の	<u>(550円)</u>	<u>(550円)</u>	<u>(1,120円)</u>	2	その他の	<u>(460円)</u>	<u>(460円)</u>	<u>(930円)</u>
	施設	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>2,380円</u>		施設	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>1,980円</u>
備考 省略					備考 省略				

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市使用料、手数料徴収条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 条)

新			旧		
別表第10(第2条関係)			別表第10(第2条関係)		
手数料			手数料		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
交付手数料	住民票又は除票の写しの交付	1通につき 300円(住民票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)	交付手数料	(1) 住民票又は除票の写しの交付	1通につき 200円(住民票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)
	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円(戸籍の附票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)		(2) 戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 200円(戸籍の附票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)
	印鑑登録証の交付	1件につき 300円		(3) 印鑑登録証の交付	1件につき 200円
	地籍調査の成果等の写しの交付	1件につき 300円		(4) 地籍調査の成果等の写しの交付	1件につき 200円
	農地台帳記録事項要約書の交付	1件につき 300円		(5) 農地台帳記録事項要約書の交付	1件につき 200円
証明手数料	印鑑証明	1通につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、	証明手数料	(1) 印鑑証明	1通につき 200円(多機能端末機による場合にあっては、

		1通につき100円)
	<u>身分証明</u>	1通につき 300円
	<u>農地の現況証明</u>	1件につき 800円(1筆増すごとに80円を加算する。)
	<u>課税証明</u>	1件につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、1件につき100円)
	<u>納税証明</u>	1件につき 300円
	<u>固定資産課税台帳記載事項証明</u>	1件につき 300円
	<u>土地改良区であることの証明</u>	1件につき 700円
	<u>土地改良区の役員であることの証明</u>	1件につき 700円
	<u>建築台帳記載証明</u>	1件につき 700円
	<u>その他規則で定める証明</u>	1件につき 300円
<u>閲覧照合手数料</u>	<u>住民票の閲覧照合</u>	1件につき 300円
	<u>固定資産課税台帳の閲覧照合</u>	1件につき 300円
	<u>農地台帳の閲覧照合</u>	1件につき 300円
	<u>その他公簿、公文書、図面の閲覧照合</u>	1件につき 300円

		1通につき100円)
	(2) <u>身分証明</u>	1通につき 200円
	(3) <u>農地の現況証明</u>	1件につき 500円(1筆増すごとに50円を加算する。)
	(4) <u>課税証明</u>	1件につき 200円(多機能端末機による場合にあっては、1件につき100円)
	(5) <u>納税証明</u>	1件につき 200円
	(6) <u>固定資産課税台帳記載事項証明</u>	1件につき 200円
	(7) <u>土地改良区であることの証明</u>	1件につき 700円
	(8) <u>土地改良区の役員であることの証明</u>	1件につき 700円
	(9) <u>その他規則で定める証明</u>	1件につき 200円
<u>閲覧照合手数料</u>	(1) <u>住民票の閲覧照合</u>	1件につき 200円
	(2) <u>固定資産課税台帳の閲覧照合</u>	1件につき 200円
	(3) <u>農地台帳の閲覧照合</u>	1件につき 200円
	(4) <u>その他公簿、公文書、図面の閲覧照合</u>	1件につき 200円

備考 省略

備考 省略

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市立学校施設使用料徴収条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第2条)

新			旧		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
運動施設使用料			運動施設使用料		
種別		金額(1時間当たり)	種別		金額(1時間当たり)
床面積800平方メートル以上の体育館	専用利用	<u>760円</u>	床面積800平方メートル以上の体育館	専用利用	<u>629円</u>
	2分の1面利用	<u>380円</u>		2分の1面利用	<u>314円</u>
上記以外の体育館		<u>380円</u>	上記以外の体育館		<u>314円</u>
運動場		<u>1,320円</u>	運動場		<u>1,098円</u>
備考 省略			備考 省略		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
体育館及び運動場照明施設使用料			体育館及び運動場照明施設使用料		
種別		金額(1時間当たり)	種別		金額(1時間当たり)
床面積800平方メートル以上の体育館の照明施設	専用利用	<u>260円</u>	床面積800平方メートル以上の体育館の照明施設	専用利用	<u>210円</u>
	2分の1面利用	<u>130円</u>		2分の1面利用	<u>105円</u>
上記以外の体育館の照明施設		<u>130円</u>	上記以外の体育館の照明施設		<u>105円</u>
運動場の照明施設		<u>1,260円</u>	運動場の照明施設		<u>1,048円</u>

備考 省略

備考 省略

議案第9号関係

新旧対照表

○山口情報芸術センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第3条)

新								旧							
別表第1(第11条、第14条、第15条関係)								別表第1(第11条、第14条、第15条関係)							
センター施設基本利用料金								センター施設基本利用料金							
時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日
		午前10 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後10 時まで			午前10 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後10 時まで
スタジオ オA		円	円	円	円	円	円	スタジオ オA		円	円	円	円	円	円
	平日	<u>25,080</u>	<u>67,320</u>	<u>85,800</u>	<u>81,840</u>	<u>141,240</u>	<u>151,800</u>		平日	<u>20,900</u>	<u>56,100</u>	<u>71,500</u>	<u>68,200</u>	<u>117,700</u>	<u>126,500</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>29,040</u>	<u>80,520</u>	<u>102,960</u>	<u>97,680</u>	<u>168,960</u>	<u>182,160</u>		土曜日、 日曜日、 休日	<u>24,200</u>	<u>67,100</u>	<u>85,800</u>	<u>81,400</u>	<u>140,800</u>	<u>151,800</u>
工作室		<u>3,830</u>	<u>10,160</u>	<u>12,940</u>	<u>12,410</u>	<u>21,250</u>	<u>22,840</u>	工作室		<u>3,190</u>	<u>8,470</u>	<u>10,780</u>	<u>10,340</u>	<u>17,710</u>	<u>19,030</u>
技術スタッフ室		<u>260</u>	<u>920</u>	<u>1,190</u>	<u>1,060</u>	<u>1,850</u>	<u>1,980</u>	技術スタッフ室		<u>220</u>	<u>770</u>	<u>990</u>	<u>880</u>	<u>1,540</u>	<u>1,650</u>

楽屋1		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋2		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋3		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋4		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋5		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋6		<u>920</u>	<u>2,380</u>	<u>3,040</u>	<u>2,900</u>	<u>5,150</u>	<u>5,540</u>
楽屋7		<u>1,060</u>	<u>2,900</u>	<u>3,700</u>	<u>3,560</u>	<u>6,200</u>	<u>6,730</u>
楽屋8		<u>1,450</u>	<u>3,960</u>	<u>5,150</u>	<u>4,880</u>	<u>8,450</u>	<u>9,110</u>
衣装室		<u>660</u>	<u>1,720</u>	<u>2,240</u>	<u>2,110</u>	<u>3,700</u>	<u>3,960</u>
スタジオ オB	平日	<u>8,710</u>	<u>22,440</u>	<u>27,720</u>	<u>27,720</u>	<u>47,520</u>	<u>50,160</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>10,430</u>	<u>26,400</u>	<u>33,000</u>	<u>33,000</u>	<u>56,760</u>	<u>59,400</u>
スタジオ オC	平日	<u>6,070</u>	<u>15,840</u>	<u>19,800</u>	<u>18,480</u>	<u>33,000</u>	<u>35,640</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>7,260</u>	<u>18,480</u>	<u>23,760</u>	<u>21,120</u>	<u>39,600</u>	<u>42,240</u>
控室		<u>790</u>	<u>2,240</u>	<u>2,770</u>	<u>2,640</u>	<u>4,620</u>	<u>5,020</u>
多目的 室1	平日	<u>660</u>	<u>1,850</u>	<u>2,380</u>	<u>2,240</u>	<u>3,830</u>	<u>4,220</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>790</u>	<u>2,110</u>	<u>2,770</u>	<u>2,640</u>	<u>4,490</u>	<u>5,020</u>

楽屋1		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋2		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋3		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋4		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋5		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋6		<u>770</u>	<u>1,980</u>	<u>2,530</u>	<u>2,420</u>	<u>4,290</u>	<u>4,620</u>
楽屋7		<u>880</u>	<u>2,420</u>	<u>3,080</u>	<u>2,970</u>	<u>5,170</u>	<u>5,610</u>
楽屋8		<u>1,210</u>	<u>3,300</u>	<u>4,290</u>	<u>4,070</u>	<u>7,040</u>	<u>7,590</u>
衣装室		<u>550</u>	<u>1,430</u>	<u>1,870</u>	<u>1,760</u>	<u>3,080</u>	<u>3,300</u>
スタジオ オB	平日	<u>7,260</u>	<u>18,700</u>	<u>23,100</u>	<u>23,100</u>	<u>39,600</u>	<u>41,800</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>8,690</u>	<u>22,000</u>	<u>27,500</u>	<u>27,500</u>	<u>47,300</u>	<u>49,500</u>
スタジオ オC	平日	<u>5,060</u>	<u>13,200</u>	<u>16,500</u>	<u>15,400</u>	<u>27,500</u>	<u>29,700</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>6,050</u>	<u>15,400</u>	<u>19,800</u>	<u>17,600</u>	<u>33,000</u>	<u>35,200</u>
控室		<u>660</u>	<u>1,870</u>	<u>2,310</u>	<u>2,200</u>	<u>3,850</u>	<u>4,180</u>
多目的 室1	平日	<u>550</u>	<u>1,540</u>	<u>1,980</u>	<u>1,870</u>	<u>3,190</u>	<u>3,520</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>660</u>	<u>1,760</u>	<u>2,310</u>	<u>2,200</u>	<u>3,740</u>	<u>4,180</u>

多目的 室2	平日	<u>660</u>	<u>1, 850</u>	<u>2, 380</u>	<u>2, 240</u>	<u>3, 830</u>	<u>4, 220</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>790</u>	<u>2, 110</u>	<u>2, 770</u>	<u>2, 640</u>	<u>4, 490</u>	<u>5, 020</u>
創作・学 習室	平日	<u>3, 040</u>	<u>8, 050</u>	<u>10, 300</u>	<u>9, 770</u>	<u>15, 840</u>	<u>17, 160</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>3, 560</u>	<u>9, 640</u>	<u>12, 280</u>	<u>11, 620</u>	<u>18, 480</u>	<u>19, 800</u>

備考 省略

多目的 室2	平日	<u>550</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>1, 870</u>	<u>3, 190</u>	<u>3, 520</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>660</u>	<u>1, 760</u>	<u>2, 310</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 740</u>	<u>4, 180</u>
創作・学 習室	平日	<u>2, 530</u>	<u>6, 710</u>	<u>8, 580</u>	<u>8, 140</u>	<u>13, 200</u>	<u>14, 300</u>
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>2, 970</u>	<u>8, 030</u>	<u>10, 230</u>	<u>9, 680</u>	<u>15, 400</u>	<u>16, 500</u>

備考 省略

議案第9号関係

新旧対照表

○山口南総合センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第4条)

新								旧											
別表第1(第12条関係)								別表第1(第12条関係)											
ホール等基本利用料金								ホール等基本利用料金											
時間区分 利用施設		午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考	時間区分 利用施設		午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考		
		午前9時 から正 午まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで				午前9時 から正 午まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで			
ホー ル	平日	円 <u>11,880</u>	円 <u>21,120</u>	円 <u>21,120</u>	円 <u>29,040</u>	円 <u>42,240</u>	円 <u>50,160</u>	控室、 ホワイ エを含 む。	ホー ル	平日	円 <u>9,900</u>	円 <u>17,600</u>	円 <u>17,600</u>	円 <u>24,200</u>	円 <u>35,200</u>	円 <u>41,800</u>	控室、 ホワイ エを含 む。		
	土曜 日・日曜 日・休日	<u>14,520</u>	<u>25,080</u>	<u>25,080</u>	<u>35,640</u>	<u>48,840</u>	<u>59,400</u>			土曜 日・日曜 日・休日	<u>12,100</u>	<u>20,900</u>	<u>20,900</u>	<u>29,700</u>	<u>40,700</u>	<u>49,500</u>			
	ホワイエ		<u>1,980</u>	<u>2,640</u>	<u>2,640</u>	<u>4,620</u>	<u>6,600</u>			<u>8,580</u>	ホワイエ		<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>3,850</u>		<u>5,500</u>	<u>7,150</u>
	リハーサル室		<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,060</u>	<u>1,850</u>	<u>2,640</u>			<u>3,430</u>	リハーサル室		<u>660</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>1,540</u>		<u>2,200</u>	<u>2,860</u>
控室(大)		<u>400</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>920</u>	<u>1,320</u>	<u>1,720</u>		控室(大)		<u>330</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,430</u>			
控室(小)		<u>230</u>	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>550</u>	<u>790</u>	<u>1,020</u>		控室(小)		<u>190</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>460</u>	<u>660</u>	<u>850</u>			

多目的ホール	<u>1,980</u>	<u>2,640</u>	<u>2,640</u>	<u>4,620</u>	<u>6,600</u>	<u>8,580</u>
備考 省略						
別表第2(第12条関係)						
(1) 体育施設等基本利用料金						
入場料等を徴収しないでレクリエーション及びアマチュアスポーツに利用するとき						
時間区分 利用施設	午前	午後	夜間	延長料金1時間につき		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで			
アリーナ	円 <u>3,470</u>	円 <u>4,620</u>	円 <u>4,620</u>	円 <u>1,160</u>		
多目的室	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>170</u>		
運動広場(ソフトボール1面につき)	<u>1,230</u>	<u>1,650</u>	<u>1,650</u>	<u>410</u>		
テニスコート (1面につき1時間)	<u>250</u>					
備考 省略						
(2) 体育施設面基本利用料金						
利用施設	利用単位	時間単位	利用料金			

多目的ホール	<u>1, 650</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 850</u>	<u>5, 500</u>	<u>7, 150</u>
備考 省略						
別表第2(第12条関係)						
(1) 体育施設等基本利用料金						
入場料等を徴収しないでレクリエーション及びアマチュアスポーツに利用するとき						
時間区分 利用施設	午前	午後	夜間	延長料金1時間につき		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで			
	円	円	円	円		
アリーナ	<u>2, 310</u>	<u>3, 080</u>	<u>3, 080</u>	<u>770</u>		
多目的室	<u>330</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>110</u>		
運動広場(ソ フトボール1 面につき)	<u>820</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	<u>275</u>		
テニスコート (1面につき1 時間)				<u>165</u>		
備考 省略						
(2) 体育施設面基本利用料金						
利用施設	利用単位	時間単位	利用料金			

アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1面とする。)	1時間	円 <u>80</u>
------	----------------------	-----	-----------------------

備考 省略

(3) 体育施設個人利用料金

利用施設	時間区分	利用料金
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき <u>320</u> 円

別表第3(第12条関係)

附属設備器具利用料金

区分	単位	利用料金の額
冷房	1時間	<u>12,000円</u> の範囲内で市長が定める。
暖房	1時間	<u>12,000円</u> の範囲内で市長が定める。
舞台関係設備道具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>15,000円</u> の範囲内で市長が定める。
音響設備	一式又は1台	1回につき <u>15,000円</u> の範囲内で市長が定める。
照明設備	1列又は1台	1回につき <u>15,000円</u> の範囲内で市長が定める。

アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1面とする。)	1時間	円 <u>52</u>
------	----------------------	-----	-----------------------

備考 省略

(3) 体育施設個人利用料金

利用施設	時間区分	利用料金
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき <u>210</u> 円

別表第3(第12条関係)

附属設備器具利用料金

区分	単位	利用料金の額
冷房	1時間	<u>10,000円</u> の範囲内で市長が定める。
暖房	1時間	<u>10,000円</u> の範囲内で市長が定める。
舞台関係設備道具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>10,000円</u> の範囲内で市長が定める。
音響設備	一式又は1台	1回につき <u>10,000円</u> の範囲内で市長が定める。
照明設備	1列又は1台	1回につき <u>10,000円</u> の範囲内で市長が定める。

体育関係設備器具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>22,500円</u> の範囲内で市長が定める。
その他の設備器具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>22,500円</u> の範囲内で市長が定める。

別表第4(第12条関係)

照明施設基本利用料金

区分		単位	利用料金の額
運動広場	全面	1時間	円 <u>5,020</u>
	2分の1面	1時間	<u>2,510</u>
テニスコート	1面	1時間	<u>460</u>
アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1面とする。)	1時間	<u>180</u>

備考 省略

体育関係設備器具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>15,000円</u> の範囲内で市長が定める。
その他の設備器具	一式、1台又は1脚	1回につき <u>15,000円</u> の範囲内で市長が定める。

別表第4(第12条関係)

照明施設基本利用料金

区分		単位	利用料金の額
運動広場	全面	1時間	円 <u>4,180</u>
	2分の1面	1時間	<u>2,090</u>
テニスコート	1面	1時間	<u>385</u>
アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1面とする。)	1時間	<u>147</u>

備考 省略

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市大海総合センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 条)

新						旧					
別表(第8条関係)						別表(第8条関係)					
(1) センター使用料						(1) センター使用料					
種別	金額					種別	金額				
	午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで	冷暖房使 用料(1時 間につき)		午前8時30分 から正午 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで	冷暖房使 用料(1時 間につき)
ホール(控 室を含む。)	<u>10,360円</u>	<u>15,530円</u>	<u>15,530円</u>	<u>51,790円</u>	<u>1,940円</u>	ホール(控 室を含む。)	<u>8,630円</u>	<u>12,940円</u>	<u>12,940円</u>	<u>43,160円</u>	<u>1,619円</u>
会議室	<u>1,540円</u>	<u>2,320円</u>	<u>2,320円</u>	<u>7,760円</u>	<u>290円</u>	会議室	<u>1,280円</u>	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>6,470円</u>	<u>242円</u>
小会議室	<u>760円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	<u>3,880円</u>	<u>150円</u>	小会議室	<u>630円</u>	<u>960円</u>	<u>960円</u>	<u>3,230円</u>	<u>121円</u>
調理実習室	<u>1,800円</u>	<u>2,710円</u>	<u>2,710円</u>	<u>9,060円</u>	<u>340円</u>	調理実習室	<u>1,500円</u>	<u>2,260円</u>	<u>2,260円</u>	<u>7,550円</u>	<u>283円</u>
和室	<u>1,540円</u>	<u>2,320円</u>	<u>2,320円</u>	<u>7,760円</u>	<u>290円</u>	和室	<u>1,280円</u>	<u>1,930円</u>	<u>1,930円</u>	<u>6,470円</u>	<u>242円</u>
備考						備考					
1～4 省略						1～4 省略					
5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、超過又は繰上げ1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。)につき <u>3,770円</u> を加算した額とする。						5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合(ホールに限る。)の使用料は、超過又は繰上げ1時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。)につき <u>3,143円</u> を加算した額とする。					

6及び7 省略

(2) センター附属設備

区分	種別	単位	金額(1回につき)
音響設備	ワイヤレスマイク	1個	<u>380円</u>
	ダイナミックマイク	1個	<u>380円</u>
	CDプレーヤー	1台	<u>640円</u>
	カセットデッキ	1台	<u>640円</u>
照明設備	ボーダーライト	1列	<u>250円</u>
	サスペンションライト	4台	<u>520円</u>
	アッパーホリゾンライト	1列	<u>310円</u>
	フロントサイドスポットライト	4台	<u>580円</u>

備考 省略

(3) 多目的運動場基本使用料

種別	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	延長料1時間につ き
専用使用	<u>2,310円</u>	<u>2,640円</u>	<u>660円</u>
面使用(2分の1面 1時間につき)	<u>330円</u>		

備考 省略

(4) テニス場基本使用料

利用区分	単位	金額
------	----	----

6及び7 省略

(2) センター附属設備

区分	種別	単位	金額(1回につき)
音響設備	ワイヤレスマイク	1個	<u>314円</u>
	ダイナミックマイク	1個	<u>314円</u>
	CDプレーヤー	1台	<u>534円</u>
	カセットデッキ	1台	<u>534円</u>
照明設備	ボーダーライト	1列	<u>210円</u>
	サスペンションライト	4台	<u>430円</u>
	アッパーホリゾンライト	1列	<u>262円</u>
	フロントサイドスポットライト	4台	<u>482円</u>

備考 省略

(3) 多目的運動場基本使用料

種別	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	延長料1時間につ き
専用使用	<u>1,920円</u>	<u>2,200円</u>	<u>550円</u>
面使用(2分の1面 1時間につき)	<u>275円</u>		

備考 省略

(4) テニス場基本使用料

利用区分	単位	金額
------	----	----

1面	1時間につき	<u>200円</u>
夜間照明施設	1時間につき	<u>460円</u>
備考 省略		

1面	1時間につき	<u>165円</u>
夜間照明施設	1時間につき	<u>385円</u>
備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市徳地文化ホール設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 6 条)

新				旧			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
利用区分		施設使用料(1時間に つき)	冷暖房使用料(1時間に つき)	利用区分		施設使用料(1時間に つき)	冷暖房使用料(1時間に つき)
ホール	平日	<u>1,260円</u>	<u>1,890円</u>	ホール	平日	<u>1,048円</u>	<u>1,571円</u>
	土曜日、日曜日、休日	<u>1,510円</u>			土曜日、日曜日、休日	<u>1,257円</u>	
エントランスホール	平日	<u>380円</u>	<u>1,010円</u>	エントランスホール	平日	<u>314円</u>	<u>838円</u>
	土曜日、日曜日、休日	<u>450円</u>			土曜日、日曜日、休日	<u>377円</u>	
多目的室(1)		<u>310円</u>	<u>130円</u>	多目的室(1)		<u>262円</u>	<u>105円</u>
多目的室(2)		<u>190円</u>	<u>130円</u>	多目的室(2)		<u>157円</u>	<u>105円</u>
会議室(1)		<u>350円</u>	<u>190円</u>	会議室(1)		<u>291円</u>	<u>157円</u>
会議室(2)		<u>330円</u>	<u>190円</u>	会議室(2)		<u>273円</u>	<u>157円</u>
会議室(3)		<u>90円</u>	<u>130円</u>	会議室(3)		<u>78円</u>	<u>105円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口ふれあい館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第7条)

新					旧				
別表第1(第13条関係)					別表第1(第13条関係)				
施設利用料金					施設利用料金				
区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
専 用 利 用	創作室	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>320円</u>) <u>660円</u>	専 用 利 用	創作室	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>270円</u>) <u>550円</u>
	会議室	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>320円</u>) <u>660円</u>		会議室	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>270円</u>) <u>550円</u>
	多目的スタジオ	1時間につき <u>660円</u>				多目的スタジオ	1時間につき <u>550円</u>		
個 人 利 用	広間、浴室及び談話室	1人につき <u>200円</u> (すべて60歳以上の者で構成された30人以上の団体又は6歳未満の者については、1人につき <u>100円</u> とする。)			個 人 利 用	広間、浴室及び談話室	1人につき <u>100円</u> (すべて60歳以上の者で構成された30人以上の団体又は6歳未満の者については、1人につき <u>50円</u> とする。)		
備考 冷暖房を利用する場合は、上段()書の金額を加算する。					備考 1 冷暖房を利用する場合は、上段()書の金額を加算する。 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				
別表第2(第13条関係)					別表第2(第13条関係)				

機器利用料金		
楽器	各楽器1時間につき <u>260円</u>	
録音機器	1時間につき <u>1,320円</u>	
(削る)		
別表第3(第22条関係)		
軽食喫茶室利用料金		
区分	利用料金	備考
軽食喫茶室	月額 <u>26,400円</u>	自動販売施設を含む。

機器利用料金		
楽器	各楽器1時間につき <u>220円</u>	
録音機器	1時間につき <u>1,100円</u>	
<u>備考</u> 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		
別表第3(第22条関係)		
軽食喫茶室利用料金		
区分	利用料金	備考
軽食喫茶室	月額 <u>22,000円</u>	自動販売施設を含む。

議案第 9 号関係

新旧対照表

○クリエイティブ・スペース赤れんが設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 8 条)

新							旧						
別表第1(第9条、第13条、第14条関係)							別表第1(第9条、第13条、第14条関係)						
基本利用料金							基本利用料金						
時間区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び 夜間	全日	時間区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び 夜間	全日
利用区 分	午前9時 から正 午まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時か ら午後10 時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	利用区 分	午前9時 から正 午まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時か ら午後10 時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
ホール I (1階)	円 <u>3, 960</u>	円 <u>5, 280</u>	円 <u>6, 600</u>	円 <u>7, 920</u>	円 <u>10, 560</u>	円 <u>13, 200</u>	ホール I (1階)	円 <u>3, 300</u>	円 <u>4, 400</u>	円 <u>5, 500</u>	円 <u>6, 600</u>	円 <u>8, 800</u>	円 <u>11, 000</u>
ホール II (2階)	<u>3, 960</u>	<u>5, 280</u>	<u>6, 600</u>	<u>7, 920</u>	<u>10, 560</u>	<u>13, 200</u>	ホール II (2階)	<u>3, 300</u>	<u>4, 400</u>	<u>5, 500</u>	<u>6, 600</u>	<u>8, 800</u>	<u>11, 000</u>
外庭	<u>2, 640</u>	<u>3, 960</u>	<u>5, 280</u>	<u>6, 600</u>	<u>7, 920</u>	<u>10, 560</u>	外庭	<u>2, 200</u>	<u>3, 300</u>	<u>4, 400</u>	<u>5, 500</u>	<u>6, 600</u>	<u>8, 800</u>
準備室	<u>1, 320</u>	<u>1, 320</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 640</u>	<u>2, 640</u>	<u>3, 960</u>	準備室	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 300</u>
備考 省略							備考 省略						

議案第9号関係

新旧対照表

○中原中也記念館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第9条)

新				旧			
別表(第10条、第11条関係)				別表(第10条、第11条関係)			
入館料				入館料			
区分		個人	団体(20人以上)	区分		個人	団体(20人以上)
常設展示	一般(19歳以上の者に限る。ただし、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の生徒及び学生を除く。)	<u>500円</u>	1人につき <u>410円</u>	常設展示	一般(19歳以上の者に限る。ただし、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の生徒及び学生を除く。)	<u>330円</u>	1人につき <u>275円</u>
	大学及び高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)	<u>330円</u>	1人につき <u>250円</u>		大学及び高等専門学校の学生(19歳以上の者に限る。)	<u>220円</u>	1人につき <u>165円</u>
(省略)				(省略)			
備考 省略				備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市菜香亭設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第10条)

新				旧			
別表第1(第8条、第9条、第12条、第13条関係)				別表第1(第8条、第9条、第12条、第13条関係)			
菜香亭施設基本利用料金				菜香亭施設基本利用料金			
(単位：円)				(単位：円)			
時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	時間区分 利用区分	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大広間(上の間)			(<u>2,810</u>) <u>7,430</u>	大広間(上の間)			(<u>1,870</u>) <u>4,950</u>
大広間(中の間)			(<u>2,480</u>) <u>6,440</u>	大広間(中の間)			(<u>1,650</u>) <u>4,290</u>
東庭			<u>2,640</u>	東庭			<u>2,200</u>
中庭			<u>2,640</u>	中庭			<u>2,200</u>
北居間	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>850</u>	北居間	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>710</u>
南居間	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>850</u>	南居間	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>710</u>

北客間	(<u>790</u>) <u>2, 210</u>	(<u>790</u>) <u>2, 210</u>	(<u>1, 060</u>) <u>2, 770</u>
中客間	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>680</u>	(<u>260</u>) <u>850</u>
南客間	(<u>530</u>) <u>1, 370</u>	(<u>530</u>) <u>1, 370</u>	(<u>660</u>) <u>1, 720</u>
会議室	(<u>1, 650</u>) <u>4, 220</u>	(<u>1, 650</u>) <u>4, 220</u>	(<u>1, 980</u>) <u>5, 280</u>
歴史巡りの庭	<u>2, 260</u>	<u>2, 260</u>	<u>2, 820</u>
多目的広場	<u>1, 070</u>	<u>1, 070</u>	<u>1, 360</u>
備考 省略 別表第2(第12条、第13条関係) 大広間観覧料			
区分	観覧料		
大人(高校生以上)1人につき	<u>300円</u>		
小人(小・中学生)1人につき	<u>150円</u>		

北客間	(<u>660</u>) <u>1, 840</u>	(<u>660</u>) <u>1, 840</u>	(<u>880</u>) <u>2, 310</u>
中客間	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>570</u>	(<u>220</u>) <u>710</u>
南客間	(<u>440</u>) <u>1, 140</u>	(<u>440</u>) <u>1, 140</u>	(<u>550</u>) <u>1, 430</u>
会議室	(<u>1, 100</u>) <u>2, 810</u>	(<u>1, 100</u>) <u>2, 810</u>	(<u>1, 320</u>) <u>3, 520</u>
歴史巡りの庭	<u>1, 880</u>	<u>1, 880</u>	<u>2, 350</u>
多目的広場	<u>890</u>	<u>890</u>	<u>1, 130</u>
備考 省略 別表第2(第12条、第13条関係) 大広間観覧料			
区分	観覧料		
大人(高校生以上)1人につき	<u>100円</u>		
小人(小・中学生)1人につき	<u>50円</u>		

議案第 9 号関係

新旧対照表

十朋亭維新館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 1 条)

新		旧	
別表(第9条関係) 利用料金基準額		別表(第9条関係) 利用料金基準額	
区分	金額	区分	金額
大人(高校生以上)1人につき	<u>300円</u>	大人(高校生以上)1人につき	<u>200円</u>
小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>150円</u>	小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>100円</u>

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市阿東三谷ふれあいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 2 条)

新				旧			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
種別	金額			種別	金額		
	午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
会議室	<u>170円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>	会議室	<u>140円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>
交流室	<u>170円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>	交流室	<u>140円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>
講堂	<u>170円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>	講堂	<u>140円</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>
運動場	<u>170円</u>	<u>250円</u>		運動場	<u>140円</u>	<u>210円</u>	
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市歴史民俗資料館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 3 条)

新				旧			
(観覧料)				(観覧料)			
第6条 資料館に展示した資料の観覧者は、次に定める観覧料を納付しなければならない。				第6条 資料館に展示した資料の観覧者は、次に定める観覧料を納付しなければならない。			
区分		普通観覧料	団体観覧料(20人以上)	区分		普通観覧料	団体観覧料(20人以上)
常 設 展 示	一般(19歳以上の者に 限る。ただし、高等学 校、中等教育学校及び 特別支援学校の生徒 を除く。)	130円	1人につき 110円	常 設 展 示	一般(19歳以上の者に 限る。ただし、高等学 校、中等教育学校及び 特別支援学校の生徒 を除く。)	110円	1人につき 88円
(省略)				(省略)			
備考 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とは、学校教育法(昭和22年 法律第26号)に規定するものをいう。				備考 1 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とは、学校教育法(昭和22年 法律第26号)に規定するものをいう。 2 観覧料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 てる。			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市体育施設設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第14条)

新				旧			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
(1) 屋内施設基本使用料				(1) 屋内施設基本使用料			
利用区分		単位	金額	利用区分		単位	金額
山口市小郡体育館	6分の1面につき	1時間	<u>60円</u>	山口市小郡体育館	6分の1面につき	1時間	<u>52円</u>
山口市小郡文化体育館	3分の1面につき	1時間	<u>60円</u>	山口市小郡文化体育館	3分の1面につき	1時間	<u>52円</u>
山口市阿知須体育センター	6分の1面につき	1時間	<u>60円</u>	山口市阿知須体育センター	6分の1面につき	1時間	<u>52円</u>
山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	<u>60円</u>	山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	<u>52円</u>
山口市篠目体育館	全面	1時間	<u>130円</u>	山口市篠目体育館	全面	1時間	<u>105円</u>
山口市亀山体育館	全面	1時間	<u>130円</u>	山口市亀山体育館	全面	1時間	<u>105円</u>
山口市嘉年体育館	全面	1時間	<u>130円</u>	山口市嘉年体育館	全面	1時間	<u>105円</u>
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
(削る)				<u>4 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>			
(2) 屋外施設基本使用料				(2) 屋外施設基本使用料			
利用区分		単位	金額	利用区分		単位	金額
山口市小郡運動公園	4分の1面につき	1時間	<u>330円</u>	山口市小郡運動公園	4分の1面につき	1時間	<u>275円</u>

山口市長者ヶ原運動公園	2分の1面につき	1時間	<u>330円</u>
山口市阿東運動広場	2分の1面につき	1時間	<u>330円</u>
テニスコート	1面につき	1時間	<u>200円</u>

備考

1及び2 省略

(削る)

(3) 設備基本使用料

利用区分			単位	金額
体育館照明	山口市小郡体育館	6分の1面につき	1時間	<u>90円</u>
	山口市小郡文化体育館	3分の1面につき	1時間	<u>90円</u>
	山口市阿知須体育センター	6分の1面につき	1時間	<u>90円</u>
	山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	<u>90円</u>
	山口市篠目体育館		1時間	<u>130円</u>
	山口市亀山体育館		1時間	<u>130円</u>
	山口市嘉年体育館		1時間	<u>130円</u>
山口市阿東運動広場照明施設			1時間	<u>1,260円</u>

山口市長者ヶ原運動公園	2分の1面につき	1時間	<u>275円</u>
山口市阿東運動広場	2分の1面につき	1時間	<u>275円</u>
テニスコート	1面につき	1時間	<u>165円</u>

備考

1及び2 省略

3 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 設備基本使用料

利用区分			単位	金額
体育館照明	山口市小郡体育館	6分の1面につき	1時間	<u>73円</u>
	山口市小郡文化体育館	3分の1面につき	1時間	<u>73円</u>
	山口市阿知須体育センター	6分の1面につき	1時間	<u>73円</u>
	山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	<u>73円</u>
	山口市篠目体育館		1時間	<u>105円</u>
	山口市亀山体育館		1時間	<u>105円</u>
	山口市嘉年体育館		1時間	<u>105円</u>
山口市阿東運動広場照明施設			1時間	<u>1,048円</u>

山口市小 郡文化体 育館冷暖 房設備	冷房	1時間	<u>1,260円</u>
	暖房	1時間	<u>630円</u>
<u>備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u>			

山口市小 郡文化体 育館冷暖 房設備	冷房	1時間	<u>1,048円</u>
	暖房	1時間	<u>524円</u>
<u>備考</u> <u>1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u> <u>2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨</u> <u>てる。</u>			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市柔剣道場設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 5 条)

新			旧		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
利用区分	単位	金額	利用区分	単位	金額
2分の1面につき	1時間	<u>120円</u>	2分の1面につき	1時間	<u>100円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市スポーツの森設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第16条)

新							旧						
別表第1(第12条関係) 体育施設基本利用料金基準額							別表第1(第12条関係) 体育施設基本利用料金基準額						
区分	単位	種別	アマチュアスポーツ			プロスポーツ等	区分	単位	種別	アマチュアスポーツ			プロスポーツ等
			一般	大学生・ 高等専門 学校生	高校生以下					一般	大学生・ 高等専門 学校生	高校生以下	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1時間	西京スタジアム	円 <u>2,360</u>	円 <u>1,180</u>	円 <u>1,180</u>	円 <u>23,570</u>	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1時間	西京スタジアム	円 <u>1,571</u>	円 <u>786</u>	円 <u>786</u>	円 <u>15,714</u>
		第2球場	<u>630</u>	<u>320</u>	<u>320</u>	<u>11,790</u>			第2球場	<u>419</u>	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>7,857</u>
		多目的広場 (ソフトボール1面につき)	<u>410</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>8,250</u>			多目的広場 (ソフトボール1面につき)	<u>275</u>	<u>132</u>	<u>132</u>	<u>5,500</u>
入	1時間	西京スタジアム	<u>23,570</u>	<u>11,790</u>	<u>3,540</u>	<u>117,860</u>	入	1時間	西京スタジアム	<u>15,714</u>	<u>7,857</u>	<u>2,357</u>	<u>78,571</u>

場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ム				
	第2球場	<u>6,290</u>	<u>3,140</u>	<u>940</u>	<u>58,930</u>
	多目的広場 (ソフトボー ル1面につき)	<u>4,130</u>	<u>1,980</u>	<u>590</u>	<u>41,250</u>

備考 省略

別表第2(第12条関係)

西京スタジアム夜間照明施設利用料金基準額

区分	単位	一般	学生・生徒	プロスポーツ等
		円	円	円
全灯	1時間	<u>23,760</u>	<u>11,880</u>	<u>59,400</u>
2分の1灯	1時間	<u>11,880</u>	<u>5,940</u>	
3分の1灯	1時間	<u>7,920</u>	<u>3,960</u>	

備考 省略

別表第4(第21条関係)

施設内営業利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
----	----	--------

場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ム				
	第2球場	<u>4,191</u>	<u>2,095</u>	<u>629</u>	<u>39,286</u>
	多目的広場 (ソフトボー ル1面につき)	<u>2,750</u>	<u>1,320</u>	<u>396</u>	<u>27,500</u>

備考 省略

別表第2(第12条関係)

西京スタジアム夜間照明施設利用料金基準額

区分	単位	一般	学生・生徒	プロスポーツ等
		円	円	円
全灯	1時間	<u>19,800</u>	<u>9,900</u>	<u>49,500</u>
2分の1灯	1時間	<u>9,900</u>	<u>4,950</u>	
3分の1灯	1時間	<u>6,600</u>	<u>3,300</u>	

備考 省略

別表第4(第21条関係)

施設内営業利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
----	----	--------

建物の一部占用	1平方メートル1 日	円 <u>660</u>
土地の一部占用	1平方メートル1 日	<u>170</u>
立売営業	1人1日	<u>660</u>
(削る)		

建物の一部占用	1平方メートル1 日	円 <u>440</u>
土地の一部占用	1平方メートル1 日	<u>110</u>
立売営業	1人1日	<u>440</u>
<u>備考</u> 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 てる。		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 7 条)

新						旧					
別表第1(第11条関係)						別表第1(第11条関係)					
施設基本利用料金基準額						施設基本利用料金基準額					
利用区分				単位	利用料金	利用区分				単位	利用料金
総合体 育館	競技場	スポー ツ(職業 として 行うも のを除 く。)の ため利 用する 場合	メインア リーナ	1時間	円 <u>2,720</u>	総合体 育館	競技場	スポー ツ(職業 として 行うも のを除 く。)の ため利 用する 場合	メインア リーナ	1時間	円 <u>1,815</u>
			サブア リーナ	1時間	<u>410</u>				サブア リーナ	1時間	<u>275</u>
		その他 の場合	メインア リーナ	1時間	<u>10,880</u>			その他 の場合	メインア リーナ	1時間	<u>7,260</u>
			サブア リーナ	1時間	<u>1,640</u>				サブア リーナ	1時間	<u>1,100</u>
	多目的室	スポーツ(職業とし て行うものを除く。) のため利用する場合		1時間	<u>80</u>		多目的室	スポーツ(職業とし て行うものを除く。) のため利用する場合		1時間	<u>55</u>

	その他の場合	1時間	<u>320</u>
選手控室	スポーツ(職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1時間	<u>80</u>
	その他の場合	1時間	<u>320</u>
観客席	スポーツ(職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1時間	<u>410</u>
	その他の場合	1時間	<u>1,640</u>
グラウンド(ソフトボール1面につき)		1時間	<u>410</u>
テニスコート(1面につき)		1時間	<u>250</u>

備考 省略

別表第2(第11条関係)

面利用料金基準額

利用施設	利用単位	時間単位	利用料金
メインアリーナ及びサブアリーナ床面	1面(メインアリーナ全面の10分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。)	1時間	円 <u>100</u>
メインアリーナ及びサブアリー	1面(メインアリーナ全面の10	1時間	<u>220</u>

	その他の場合	1時間	<u>220</u>
選手控室	スポーツ(職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1時間	<u>55</u>
	その他の場合	1時間	<u>220</u>
観客席	スポーツ(職業として行うものを除く。)のため利用する場合	1時間	<u>275</u>
	その他の場合	1時間	<u>1,100</u>
グラウンド(ソフトボール1面につき)		1時間	<u>275</u>
テニスコート(1面につき)		1時間	<u>165</u>

備考 省略

別表第2(第11条関係)

面利用料金基準額

利用施設	利用単位	時間単位	利用料金
メインアリーナ及びサブアリーナ床面	1面(メインアリーナ全面の10分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。)	1時間	円 <u>52</u>
メインアリーナ及びサブアリー	1面(メインアリーナ全面の10	1時間	<u>147</u>

ナ照明施設	分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。)		
-------	--------------------------	--	--

(削る)

別表第3(第11条関係)

個人利用料金基準額

利用施設	時間区分	利用料金
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき <u>320</u> 円

別表第5(第11条関係)

照明施設基本利用料金基準額

区分			単位	利用料金の額
メインアリーナ	全面	全灯	1時間	<u>3,960</u> 円
		2分の1灯	1時間	<u>1,980</u>
		3分の1灯	1時間	<u>1,320</u>
	2分の1面	全灯	1時間	<u>1,980</u>
		2分の1灯	1時間	<u>990</u>
		3分の1灯	1時間	<u>660</u>
サブアリーナ	全面	全灯	1時間	<u>790</u>

ナ照明施設	分の1とし、サブアリーナ全面の3分の1とする。)		
-------	--------------------------	--	--

備考 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3(第11条関係)

個人利用料金基準額

利用施設	時間区分	利用料金
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき <u>210</u> 円

別表第5(第11条関係)

照明施設基本利用料金基準額

区分			単位	利用料金の額
メインアリーナ	全面	全灯	1時間	<u>3,300</u> 円
		2分の1灯	1時間	<u>1,650</u>
		3分の1灯	1時間	<u>1,100</u>
	2分の1面	全灯	1時間	<u>1,650</u>
		2分の1灯	1時間	<u>825</u>
		3分の1灯	1時間	<u>550</u>
サブアリーナ	全面	全灯	1時間	<u>660</u>

	2分の1面	3分の2灯	1時間	<u>530</u>
		全灯	1時間	<u>400</u>
		3分の2灯	1時間	<u>260</u>
第1グラウンド	全面		1時間	<u>5,020</u>
	2分の1面		1時間	<u>2,510</u>
テニスコート	1面		1時間	<u>460</u>

備考 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。

別表第6(第11条関係)

プール利用料金基準額

種別			利用料金の額
個人利用 (1人1回につき)	大人(高校生以上)		円 <u>320</u>
	小人(中学生以下)		<u>150</u>
団体利用	50人以上	大人(1人)	<u>250</u>
		小人(1人)	<u>130</u>
	100人以上	大人(1人)	<u>190</u>

	2分の1面	3分の2灯	1時間	<u>440</u>
		全灯	1時間	<u>330</u>
		3分の2灯	1時間	<u>220</u>
第1グラウンド	全面		1時間	<u>4,180</u>
	2分の1面		1時間	<u>2,090</u>
テニスコート	1面		1時間	<u>385</u>

備考

1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。

2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第6(第11条関係)

プール利用料金基準額

種別			利用料金の額
個人利用 (1人1回につき)	大人(高校生以上)		円 <u>210</u>
	小人(中学生以下)		<u>100</u>
団体利用	50人以上	大人(1人)	<u>168</u>
		小人(1人)	<u>84</u>
	100人以上	大人(1人)	<u>126</u>

		小人(1人)	<u>90</u>
専用利用	午前8時30分から正午まで		<u>8,250</u>
	午後1時から午後6時まで		<u>16,500</u>
	午前8時30分から午後6時まで		<u>24,750</u>

備考 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。

別表第7(第20条関係)

施設内営業利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
建物の一部占用	1日1平方メートル	<u>660</u> 円
土地の一部占用	1日1平方メートル	<u>170</u>
立売営業	1日1人	<u>660</u>

備考 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。

		小人(1人)	<u>63</u>
専用利用	午前8時30分から正午まで		<u>5,500</u>
	午後1時から午後6時まで		<u>11,000</u>
	午前8時30分から午後6時まで		<u>16,500</u>

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の2倍の額とする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第7(第20条関係)

施設内営業利用料金基準額

区分	単位	利用料金の額
建物の一部占用	1日1平方メートル	<u>440</u> 円
土地の一部占用	1日1平方メートル	<u>110</u>
立売営業	1日1人	<u>440</u>

備考

- 1 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議案第9号関係

新旧対照表

○やまぐちサッカー交流広場設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第18条)

新				旧			
別表第1(第11条関係)				別表第1(第11条関係)			
体育施設利用料金基準額				体育施設利用料金基準額			
利用区分		単位	金額	利用区分		単位	金額
グラウンド		1時間につき	<u>1,980円</u>	グラウンド		1時間につき	<u>1,320円</u>
サブグラウンド		1時間につき	<u>240円</u>	サブグラウンド		1時間につき	<u>157円</u>
ミーティングルーム1		1時間につき	<u>160円</u>	ミーティングルーム1		1時間につき	<u>105円</u>
ミーティングルーム2		1時間につき	<u>160円</u>	ミーティングルーム2		1時間につき	<u>105円</u>
ミーティングルーム3		1時間につき	<u>160円</u>	ミーティングルーム3		1時間につき	<u>105円</u>
引谷ミーティングルーム		1時間につき	<u>160円</u>	引谷ミーティングルーム		1時間につき	<u>105円</u>
八坂体育館		1時間につき	<u>160円</u>	八坂体育館		1時間につき	<u>105円</u>
引谷体育館		1時間につき	<u>160円</u>	引谷体育館		1時間につき	<u>105円</u>
備考 省略				備考 省略			
別表第2(第11条関係)				別表第2(第11条関係)			
照明施設利用料金基準額				照明施設利用料金基準額			
利用区分		単位	金額	利用区分		単位	金額
グラウンド	全面	1時間につき	<u>2,640円</u>	グラウンド	全面	1時間につき	<u>2,200円</u>
	2分の1面	1時間につき	<u>1,320円</u>		2分の1面	1時間につき	<u>1,100円</u>

	4分の1面	1時間につき	650円
--	-------	--------	-------------

備考

1及び2 省略

(削る)

別表第3(第11条関係)

交流スペース利用料金基準額

利用区分	単位	金額	備考
交流スペース	月額	18,860円	じゅう器等設備機器を含む。

別表第5(第20条関係)

施設内営業使用料

利用区分	単位	金額
土地の一部占用	1平方メートル1日	100円
立売営業	1人1日	630円

備考 1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。

	4分の1面	1時間につき	545円
--	-------	--------	-------------

備考

1及び2 省略

3 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3(第11条関係)

交流スペース利用料金基準額

利用区分	単位	金額	備考
交流スペース	月額	12,570円	じゅう器等設備機器を含む。

別表第5(第20条関係)

施設内営業使用料

利用区分	単位	金額
土地の一部占用	1平方メートル1日	52円
立売営業	1人1日	419円

備考

1 1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。

2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市山口児童館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 1 9 条)

新				旧			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
種別	時間区分			種別	時間区分		
	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで		午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
図書室	(590円) <u>1,190円</u>	(590円) <u>1,190円</u>	(730円) <u>1,480円</u>	図書室	(490円) <u>990円</u>	(490円) <u>990円</u>	(610円) <u>1,230円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市高齢者生きがいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 0 条)

新			旧		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時 で	午後5時から午後10時 で	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時 で	午後5時から午後10時 で
(550円) <u>1,180円</u>	(550円) <u>1,180円</u>	(680円) <u>1,480円</u>	(460円) <u>980円</u>	(460円) <u>980円</u>	(570円) <u>1,230円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市小郡高齢者生きがいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第21条)

新				旧			
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)			
種別	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	種別	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館	(260円) <u>1,310円</u>	(370円) <u>1,880円</u>	(370円) <u>1,880円</u>	山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館	(220円) <u>1,090円</u>	(310円) <u>1,570円</u>	(310円) <u>1,570円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市串地区老人作業所設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 2 条)

新		旧	
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
備考 省略		備考 省略	

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市老人福祉館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第23条)

新				旧			
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)			
種別	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで	種別	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
集会室	(<u>1,010円</u>) <u>2,510円</u>	(<u>1,010円</u>) <u>2,510円</u>	(<u>1,260円</u>) <u>3,140円</u>	集会室	(<u>840円</u>) <u>2,090円</u>	(<u>840円</u>) <u>2,090円</u>	(<u>1,050円</u>) <u>2,620円</u>
講座室	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	講座室	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
図書室	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	図書室	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
娯楽室	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	娯楽室	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市小郡老人福祉センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 4 条)

新				旧			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
種別	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	種別	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
教養娯楽室	(<u>1,130円</u>) <u>2,820円</u>	(<u>1,010円</u>) <u>2,510円</u>	(<u>1,260円</u>) <u>3,140円</u>	教養娯楽室	(<u>940円</u>) <u>2,350円</u>	(<u>840円</u>) <u>2,090円</u>	(<u>1,050円</u>) <u>2,620円</u>
集会室	(<u>1,690円</u>) <u>4,690円</u>	(<u>1,500円</u>) <u>4,180円</u>	(<u>1,880円</u>) <u>5,220円</u>	集会室	(<u>1,410円</u>) <u>3,910円</u>	(<u>1,250円</u>) <u>3,480円</u>	(<u>1,570円</u>) <u>4,350円</u>
機能回復訓練室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	機能回復訓練室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
生活相談室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	生活相談室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
健康相談室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	健康相談室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市阿東老人福祉センター等設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第25条)

新				旧			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
山口市阿東老人福祉センター使用料				山口市阿東老人福祉センター使用料			
種別	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	種別	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
健康相談室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	健康相談室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
集会室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	集会室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
教養娯楽室	(<u>440円</u>) <u>1,130円</u>	(<u>400円</u>) <u>1,010円</u>	(<u>500円</u>) <u>1,260円</u>	教養娯楽室	(<u>370円</u>) <u>940円</u>	(<u>330円</u>) <u>840円</u>	(<u>420円</u>) <u>1,050円</u>
生活相談室	(<u>160円</u>) <u>790円</u>	(<u>140円</u>) <u>700円</u>	(<u>180円</u>) <u>880円</u>	生活相談室	(<u>130円</u>) <u>660円</u>	(<u>120円</u>) <u>580円</u>	(<u>150円</u>) <u>730円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市老人憩の家設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 6 条)

新

別表(第12条関係)

種別		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	広間	(790円) 1,580円	(790円) 1,580円
	和室	(590円) 1,180円	(590円) 1,180円
個人利用	広間、和室及び浴室(脱衣室を含む。)	30人未満で利用する場合	1人当たり1回200円
		30人以上で利用する場合	1人当たり1回100円

備考 省略

旧

別表(第12条関係)

種別		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
専用利用	広間	(660円) 1,320円	(660円) 1,320円	(830円) 1,650円
	和室	(490円) 980円	(490円) 980円	(620円) 1,230円
個人利用	広間、和室及び浴室(脱衣室を含む。)	30人未満で利用する場合	1人当たり1回100円	
		30人以上で利用する場合	1人当たり1回50円	

備考 省略

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市休日・夜間急病診療所設置条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 7 条)

新				旧			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
手数料				手数料			
区分	種別		金額	区分	種別		金額
診断書料	普通診断書		1通につき <u>1,700円</u>	診断書料	普通診断書		1通につき <u>1,100円</u>
	特別診断書	(省略)			特別診断書	(省略)	
		上記以外のも の	1通につき <u>3,300円</u>			上記以外のも の	1通につき <u>2,200円</u>
	(省略)				(省略)		
(省略)				(省略)			
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市阿知須健康福祉センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 8 条)

新			旧		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
施設の名称	単位	基準額	施設の名称	単位	基準額
多目的スタジオ1	1時間につき	<u>1, 960円</u>	多目的スタジオ1	1時間につき	<u>1, 634円</u>
多目的スタジオ2		<u>650円</u>	多目的スタジオ2		<u>545円</u>
高齢者娯楽室		<u>650円</u>	高齢者娯楽室		<u>545円</u>
栄養指導室		<u>2, 640円</u>	栄養指導室		<u>2, 200円</u>
保健相談室		<u>650円</u>	保健相談室		<u>545円</u>
ボランティアルーム		<u>650円</u>	ボランティアルーム		<u>545円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 2 9 条)

新	旧
(許可申請手数料等) 第34条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業に関する変更の許可を受けようとする者 <u>3,600円</u> (6)及び(7) 省略	(許可申請手数料等) 第34条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業に関する変更の許可を受けようとする者 <u>1,500円</u> (6)及び(7) 省略

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 3 0 条)

新			旧		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
入浴料			入浴料		
入浴料	1人につき <u>130</u> 円	6歳未満の者は、1人につき <u>60円</u>	入浴料	1人につき <u>110</u> 円	6歳未満の者は、1人につき <u>50円</u>

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市斎場条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第31条)

新					旧				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
1 斎場・火葬場使用料					1 斎場・火葬場使用料				
(1) 仁保斎場を利用する場合					(1) 仁保斎場を利用する場合				
種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民	種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>36,000円</u>	火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>30,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>24,000円</u>		小人(12歳未満)	1体	無料	<u>20,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>6,000円</u>		死産児	1胎	無料	<u>5,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,600円</u>		産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,000円</u>
待合室	1室につき	2時間	3,300円	<u>7,920円</u>	待合室	1室につき	2時間	3,300円	<u>6,600円</u>
	超過使用料	1時間	1,100円	<u>2,640円</u>		超過使用料	1時間	1,100円	<u>2,200円</u>
葬祭場	1回につき	3時間	<u>26,400円</u>	<u>52,800円</u>	葬祭場	1回につき	3時間	<u>22,000円</u>	<u>44,000円</u>
	超過使用料	1時間	<u>7,920円</u>	<u>15,840円</u>		超過使用料	1時間	<u>6,600円</u>	<u>13,200円</u>
	通夜による利用	午後5時～翌日午前9時	<u>13,200円</u>	<u>26,400円</u>		通夜による利用	午後5時～翌日午前9時	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>
通夜	通夜に限る利用	午後5時～翌日午前9時	<u>13,200円</u>	<u>26,400円</u>	通夜	通夜に限る利用	午後5時～翌日午前9時	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>
	葬祭に利用	3時間	<u>26,400円</u>	<u>52,800円</u>		葬祭に利用	3時間	<u>22,000円</u>	<u>44,000円</u>

室	1回につき			
	超過使用料	1時間	<u>7,920円</u>	<u>15,840円</u>
霊安室	1体につき	24時間以内	<u>3,960円</u>	<u>7,920円</u>

(2) 徳地斎場を利用する場合

種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>36,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>24,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>6,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,600円</u>
待合室	1室につき	2時間	1,780円	<u>4,270円</u>
	超過使用料	1時間	597円	<u>1,430円</u>
葬祭施設 (待合ホール及び待合和)	1回につき	4時間	<u>10,560円</u>	<u>21,120円</u>
	超過使用料	1時間	<u>3,170円</u>	<u>6,340円</u>
	通夜による利用	午後5時～翌日午前9時	<u>6,600円</u>	<u>13,200円</u>

室	1回につき			
	超過使用料	1時間	<u>6,600円</u>	<u>13,200円</u>
霊安室	1体につき	24時間以内	<u>3,300円</u>	<u>6,600円</u>

(2) 徳地斎場を利用する場合

種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>30,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>20,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>5,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,000円</u>
待合室	1室につき	2時間	1,780円	<u>3,560円</u>
	超過使用料	1時間	597円	<u>1,194円</u>
葬祭施設 (待合ホール及び待合和)	1回につき	4時間	<u>8,800円</u>	<u>17,600円</u>
	超過使用料	1時間	<u>2,640円</u>	<u>5,280円</u>
	通夜による利用	午後5時～翌日午前9時	<u>5,500円</u>	<u>11,000円</u>

室2 室)				
(3) 嘉川斎場を利用する場合				
種 別	区分	単位	山口市住 民	山口市外 住民
火 葬 施 設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>36,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>24,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>6,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,600円</u>
待 合 室	1室につき	2時間	3,300円	<u>7,920円</u>
	超過使用料	1時間	1,100円	<u>2,640円</u>
葬 祭 場	1回につき	3時間	<u>26,400円</u>	<u>52,800円</u>
	超過使用料	1時間	<u>7,920円</u>	<u>15,840円</u>
通 夜 室	通夜に限る利用	午後5時～翌日午前9時	<u>13,200円</u>	<u>26,400円</u>
	葬祭に利用	3時間	<u>26,400円</u>	<u>52,800円</u>
	1回につき			
	超過使用料	1時間	<u>7,920円</u>	<u>15,840円</u>
霊 安	1体につき	24時間以内	<u>3,960円</u>	<u>7,920円</u>

室2 室)				
(3) 嘉川斎場を利用する場合				
種 別	区分	単位	山口市住 民	山口市外 住民
火 葬 施 設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>30,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>20,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>5,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,000円</u>
待 合 室	1室につき	2時間	3,300円	<u>6,600円</u>
	超過使用料	1時間	1,100円	<u>2,200円</u>
葬 祭 場	1回につき	3時間	<u>22,000円</u>	<u>44,000円</u>
	超過使用料	1時間	<u>6,600円</u>	<u>13,200円</u>
通 夜 室	通夜に限る利用	午後5時～翌日午前9時	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>
	葬祭に利用	3時間	<u>22,000円</u>	<u>44,000円</u>
	1回につき			
	超過使用料	1時間	<u>6,600円</u>	<u>13,200円</u>
霊 安	1体につき	24時間以内	<u>3,300円</u>	<u>6,600円</u>

室					室				
(4) 阿東火葬場を利用する場合					(4) 阿東火葬場を利用する場合				
種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民	種別	区分	単位	山口市住民	山口市外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>36,000円</u>	火葬施設	大人(12歳以上)	1体	無料	<u>30,000円</u>
	小人(12歳未満)	1体	無料	<u>24,000円</u>		小人(12歳未満)	1体	無料	<u>20,000円</u>
	死産児	1胎	無料	<u>6,000円</u>		死産児	1胎	無料	<u>5,000円</u>
	産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,600円</u>		産汚物又は人体の一部	1件	無料	<u>3,000円</u>
備考 省略					備考 省略				

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市営墓地設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 3 2 条)

新	旧
(清掃料) 第15条 墓地の利用者は、使用料のほかに墓地内の通路等の永代清掃料(以下「清掃料」という。)として、1区画につき <u>33,000円</u> を使用料と合わせて納付しなければならない。	(清掃料) 第15条 墓地の利用者は、使用料のほかに墓地内の通路等の永代清掃料(以下「清掃料」という。)として、1区画につき <u>22,000円</u> を使用料と合わせて納付しなければならない。

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市営阿知須合同納骨塔設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第33条)

新			旧		
(保管料)			(保管料)		
第7条 前条の許可を受けた者は、保管料として <u>251,420円</u> を納付しなければならない。			第7条 前条の許可を受けた者は、保管料として <u>209,520円</u> を納付しなければならない。		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
管理事務所使用料			管理事務所使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
会議及び研修文化活動等	午前9時から午後5時まで	<u>1,320円</u>	会議及び研修文化活動等	午前9時から午後5時まで	<u>1,100円</u>
	午後5時から午後10時まで	<u>1,970円</u>		午後5時から午後10時まで	<u>1,640円</u>
冠婚葬祭等	午前9時から午後5時まで	<u>3,960円</u>	冠婚葬祭等	午前9時から午後5時まで	<u>3,300円</u>
	一昼夜	<u>6,600円</u>		一昼夜	<u>5,500円</u>

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市地域交流センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第34条)

新				旧			
別表第4(第9条関係)				別表第4(第9条関係)			
(1) 別表第1に掲げる地域交流センター及び別表第2に掲げる分館(山口市阿東地域交流センター嘉年分館を除く。)の使用料				(1) 別表第1に掲げる地域交流センター及び別表第2に掲げる分館(山口市阿東地域交流センター嘉年分館を除く。)の使用料			
種別	金額			種別	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
100㎡未満	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	100㎡未満	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
100㎡以上300㎡未満	(1,990円) <u>780円</u>	(1,780円) <u>700円</u>	(2,220円) <u>880円</u>	100㎡以上300㎡未満	(1,660円) <u>650円</u>	(1,480円) <u>580円</u>	(1,850円) <u>730円</u>
300㎡以上	(7,970円) <u>3,350円</u>	(7,080円) <u>2,980円</u>	(8,860円) <u>3,730円</u>	300㎡以上	(6,640円) <u>2,790円</u>	(5,900円) <u>2,480円</u>	(7,380円) <u>3,110円</u>
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
4 ストープを使用する場合の使用料は、1時間当たり1台につき <u>130円</u> のストープ使用料を加算した額とする。				4 ストープを使用する場合の使用料は、1時間当たり1台につき <u>105円</u> のストープ使用料を加算した額とする。			
5 省略				5 省略			
(2) 山口市秋穂地域交流センターアリーナの使用料				(2) 山口市秋穂地域交流センターアリーナの使用料			

全面利用

種別	金額			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	延長料1時間 につき
アリーナ全面	<u>540円</u>	<u>720円</u>	<u>720円</u>	<u>180円</u>

3分の1面利用

種別	金額(1時間につき)
アリーナ3分の1面	<u>60円</u>

備考 省略

(3) 山口市秋穂地域交流センターアリーナの照明設備使用料

種別	金額(1時間につき)
アリーナ全面	<u>270円</u>
アリーナ3分の1面	<u>90円</u>

備考 省略

(4) 体育器具の使用料

種別		金額(1時間につき)
体育器具	バレーボール	<u>130円</u>
	バスケットボール	<u>130円</u>
	バドミントン	<u>130円</u>

備考 省略

(5) その他の使用料

全面利用

種別	金額			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	延長料1時間 につき
アリーナ全面	<u>470円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>157円</u>

3分の1面利用

種別	金額(1時間につき)
アリーナ3分の1面	<u>52円</u>

備考 省略

(3) 山口市秋穂地域交流センターアリーナの照明設備使用料

種別	金額(1時間につき)
アリーナ全面	<u>220円</u>
アリーナ3分の1面	<u>73円</u>

備考 省略

(4) 体育器具の使用料

種別		金額(1時間につき)
体育器具	バレーボール	<u>105円</u>
	バスケットボール	<u>105円</u>
	バドミントン	<u>105円</u>

備考 省略

(5) その他の使用料

種別	金額(1時間につき)	種別	金額(1時間につき)
ピアノ	<u>130円</u>	ピアノ	<u>105円</u>
備考 省略		備考 省略	

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市宮野地域交流ステーション設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 3 5 条)

新				旧			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
施設利用料金	金額			施設利用料金	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
メインルーム	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	メインルーム	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
和室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	和室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
展示室	<u>260円</u>	<u>230円</u>	<u>290円</u>	展示室	<u>220円</u>	<u>190円</u>	<u>240円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市島地温泉ふれあいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 3 6 条)

新			旧				
別表第1(第12条関係) 浴場基本利用料金			別表第1(第12条関係) 浴場基本利用料金				
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額		
浴場	1人1回	<u>710円</u>	浴場	1人1回	<u>470円</u>		
備考 省略			備考 省略				
別表第2(第12条関係) 施設基本利用料金			別表第2(第12条関係) 施設基本利用料金				
区分	単位	基準額	備考	区分	単位	基準額	備考
食材供給施設	月額	<u>78,570円</u>	設備機器を含む。	食材供給施設	月額	<u>52,380円</u>	設備機器を含む。
物品販売施設	月額	<u>62,850円</u>	設備機器を含む。	物品販売施設	月額	<u>41,900円</u>	設備機器を含む。

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市小郡地域集会所設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 3 7 条)

新				旧			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
種別	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで	種別	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
山口市小郡集会所 使用料	(<u>1,210円</u>) <u>490円</u>	(<u>1,080円</u>) <u>430円</u>	(<u>1,340円</u>) <u>550円</u>	山口市小郡集会所 使用料	(<u>1,010円</u>) <u>410円</u>	(<u>900円</u>) <u>360円</u>	(<u>1,120円</u>) <u>460円</u>
山口市小郡南集 会所使用料	(<u>2,880円</u>) <u>1,160円</u>	(<u>2,570円</u>) <u>1,030円</u>	(<u>3,200円</u>) <u>1,300円</u>	山口市小郡南集 会所使用料	(<u>2,400円</u>) <u>970円</u>	(<u>2,140円</u>) <u>860円</u>	(<u>2,670円</u>) <u>1,080円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市柚野地域活性化センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第38条)

新				旧			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
施設利用料金	金額			施設利用料金	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
健康増進室	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	健康増進室	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
交流室	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	交流室	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
相談室	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	相談室	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
調理室	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	調理室	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
和室	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	和室	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき <u>130円</u> のストープ利用料金を加算した額とする。				4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき <u>105円</u> のストープ利用料金を加算した額とする。			

5及び6 省略

5及び6 省略

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市高齢者女性等活動促進センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第39条)

新				旧			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
施設利用料金	金額			施設利用料金	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大集会室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	大集会室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
実習室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	実習室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
小研修室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	小研修室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき <u>130円</u> のストープ利用料金を加算した額とする。				4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき <u>105円</u> のストープ利用料金を加算した額とする。			
5及び6 省略				5及び6 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市隣保館設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 0 条)

新				旧			
別表第1(第14条関係)				別表第1(第14条関係)			
山口市山口隣保館の使用料				山口市山口隣保館の使用料			
種別	金額			種別	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
和室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	和室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
調理室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	調理室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
会議室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	会議室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
集会室	(<u>1,990円</u>) <u>780円</u>	(<u>1,780円</u>) <u>700円</u>	(<u>2,220円</u>) <u>880円</u>	集会室	(<u>1,660円</u>) <u>650円</u>	(<u>1,480円</u>) <u>580円</u>	(<u>1,850円</u>) <u>730円</u>
多目的ホール	(<u>7,970円</u>) <u>3,350円</u>	(<u>7,080円</u>) <u>2,980円</u>	(<u>8,860円</u>) <u>3,730円</u>	多目的ホール	(<u>6,640円</u>) <u>2,790円</u>	(<u>5,900円</u>) <u>2,480円</u>	(<u>7,380円</u>) <u>3,110円</u>
浴室(1人につ き)	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	浴室(1人につ き)	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
シャワー室(1	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	シャワー室(1	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>

人につき)			
備考 省略			
別表第2(第14条関係)			
山口市陶隣保館の使用料			
種別	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
和室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>
会議室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>
料理講習室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>
学習室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>
集会室	(<u>1,990円</u>) <u>780円</u>	(<u>1,780円</u>) <u>700円</u>	(<u>2,220円</u>) <u>880円</u>
備考 省略			

人につき)			
備考 省略			
別表第2(第14条関係)			
山口市陶隣保館の使用料			
種別	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
和室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
会議室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
料理講習室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
学習室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
集会室	(<u>1,660円</u>) <u>650円</u>	(<u>1,480円</u>) <u>580円</u>	(<u>1,850円</u>) <u>730円</u>
備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市男女共同参画センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第41条)

新			旧		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
第1講座室	1時間につき	(440円) <u>180円</u>	第1講座室	1時間につき	(370円) <u>146円</u>
第2講座室	1時間につき	(150円) <u>60円</u>	第2講座室	1時間につき	(126円) <u>49円</u>
視聴覚室	1時間につき	(440円) <u>180円</u>	視聴覚室	1時間につき	(370円) <u>146円</u>
和室	1時間につき	(150円) <u>60円</u>	和室	1時間につき	(126円) <u>49円</u>
(省略)			(省略)		
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市働く婦人の家設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 2 条)

新				旧			
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)			
種別	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午後 9時まで	種別	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午後 9時まで
研修室(洋室)	(<u>1,970円</u>) <u>3,960円</u>	(<u>1,970円</u>) <u>3,960円</u>	(<u>1,970円</u>) <u>3,960円</u>	研修室(洋室)	(<u>1,640円</u>) <u>3,300円</u>	(<u>1,640円</u>) <u>3,300円</u>	(<u>1,640円</u>) <u>3,300円</u>
研修室(和室)	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	研修室(和室)	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>
茶室	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	茶室	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>
食生活実習室	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	(<u>3,290円</u>) <u>6,600円</u>	食生活実習室	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>	(<u>2,740円</u>) <u>5,500円</u>
トレーニング室(1 人につき)	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>	トレーニング室(1 人につき)	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市勤労青少年ホーム設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 3 条)

新				旧			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
種別	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後 10時まで	種別	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後 10時まで
講習室	(760円) 1,340円	(670円) 1,200円	(840円) 1,500円	講習室	(630円) 1,120円	(560円) 1,000円	(700円) 1,250円
料理実習室	(910円) 2,590円	(800円) 2,300円	(1,010円) 2,890円	料理実習室	(760円) 2,160円	(670円) 1,920円	(840円) 2,410円
娯楽談話室	(600円) 1,130円	(530円) 1,010円	(670円) 1,260円	娯楽談話室	(500円) 940円	(440円) 840円	(560円) 1,050円
軽運動室	(1,430円) 2,820円	(1,270円) 2,510円	(1,600円) 3,140円	軽運動室	(1,190円) 2,350円	(1,060円) 2,090円	(1,330円) 2,620円
音楽室	(540円) 1,020円	(480円) 900円	(600円) 1,130円	音楽室	(450円) 850円	(400円) 750円	(500円) 940円
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○重源の郷体験交流公園設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 4 条)

新			旧		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
対象者	利用料金	備考	対象者	利用料金	備考
大人	<u>780円</u>	1 20人以上の団体の場合は、大人 <u>620円</u> 、小人 <u>320円</u> とする。 2 省略	大人	<u>520円</u>	1 20人以上の団体の場合は、大人 <u>410円</u> 、小人 <u>210円</u> とする。 2 省略
小人	<u>470円</u>		小人	<u>310円</u>	

議案第 9 号関係

新旧対照表

○願成就温泉センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 5 条)

新			旧		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
利用料金の基準額			利用料金の基準額		
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額
浴場(中学生以上)	1人1回	<u>710円</u>	浴場(中学生以上)	1人1回	<u>470円</u>
浴場(小学生)	1人1回	<u>450円</u>	浴場(小学生)	1人1回	<u>300円</u>
物品販売・食材供給施設	1か月	1区画につき <u>18,330円</u>	物品販売・食材供給施設	1か月	1区画につき <u>12,220円</u>
屋外広場	1日	1区画につき <u>4,690円</u>	屋外広場	1日	1区画につき <u>3,130円</u>
貸切和室	1時間	<u>2,130円</u>	貸切和室	1時間	<u>1,420円</u>
備考			備考		
1 省略			1 省略		
2 家族浴場の1回の利用時間は1時間以内とし、家族浴場利用料として利用人数にかかわらず1回につき <u>1,560円</u> を加算する。			2 家族浴場の1回の利用時間は1時間以内とし、家族浴場利用料として利用人数にかかわらず1回につき <u>1,040円</u> を加算する。		
3～5 省略			3～5 省略		

議案第9号関係

新旧対照表

○十種ヶ峰ウッドパーク設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第46条)

新			旧				
別表第1(第14条関係)			別表第1(第14条関係)				
キャンプ場施設利用料金			キャンプ場施設利用料金				
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額		
区画サイト	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>9,420円</u>	区画サイト	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>7,850円</u>		
	1箇所一時利用(午前9時から午後4時まで)	<u>3,770円</u>		1箇所一時利用(午前9時から午後4時まで)	<u>3,140円</u>		
	延長料金1時間につき	<u>370円</u>		延長料金1時間につき	<u>310円</u>		
常設サイト	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>18,850円</u>	常設サイト	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>15,710円</u>		
	1箇所一時利用(午前9時から午後4時まで)	<u>12,560円</u>		1箇所一時利用(午前9時から午後4時まで)	<u>10,470円</u>		
	延長料金1時間につき	<u>1,250円</u>		延長料金1時間につき	<u>1,040円</u>		
上記以外の サイトスペース	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>2,510円</u>	上記以外の サイトスペース	1箇所1泊(午後3時から翌日の午後1時まで)	<u>2,090円</u>		
バーベキュー ハウス	テーブル1卓5人までは <u>1,250円</u> とし、5人を超える場合は、5人を超える1人につき <u>180円</u> を加算する。		バーベキュー ハウス	テーブル1卓5人までは <u>1,040円</u> とし、5人を超える場合は、5人を超える1人につき <u>150円</u> を加算する。			
別表第2(第14条関係)			別表第2(第14条関係)				
キャンプ場附属備品利用料金			キャンプ場附属備品利用料金				
区分	品目	単位	基準額	区分	品目	単位	基準額

備品	テント(ロッジ型5人用)	1張1泊につき	<u>3,770円</u>
	テント(ドーム型6人用)	1張1泊につき	<u>2,820円</u>
	毛布	1枚1回につき	<u>560円</u>
	シュラフ	1式1回につき	<u>1,880円</u>
	はんごう	1個1回につき	<u>370円</u>
	やかん	1個1回につき	<u>370円</u>
	コップエル	1式1回につき	<u>560円</u>
	キャンプ鍋	1個1回につき	<u>370円</u>
	包丁、まな板セット	1式1回につき	<u>370円</u>
	テントマットレス	1枚1回につき	<u>370円</u>
	ツバーナー	1式1回につき	<u>3,770円</u>
	ランタン	1式1回につき	<u>1,880円</u>
	机、椅子セット	1式1回につき	<u>1,880円</u>
	バーベキューセット	1式1回につき	<u>2,260円</u>
	延長コード	1本1回につき	<u>370円</u>

別表第3(第14条関係)

スキー場施設利用料金

区分	単位	基準額
ペアリフト	1人1回につき	<u>490円</u>
	1人11回につき	<u>3,770円</u>
	1人半日につき	<u>4,390円</u>

備品	テント(ロッジ型5人用)	1張1泊につき	<u>3,140円</u>
	テント(ドーム型6人用)	1張1泊につき	<u>2,350円</u>
	毛布	1枚1回につき	<u>470円</u>
	シュラフ	1式1回につき	<u>1,570円</u>
	はんごう	1個1回につき	<u>310円</u>
	やかん	1個1回につき	<u>310円</u>
	コップエル	1式1回につき	<u>470円</u>
	キャンプ鍋	1個1回につき	<u>310円</u>
	包丁、まな板セット	1式1回につき	<u>310円</u>
	テントマットレス	1枚1回につき	<u>310円</u>
	ツバーナー	1式1回につき	<u>3,140円</u>
	ランタン	1式1回につき	<u>1,570円</u>
	机、椅子セット	1式1回につき	<u>1,570円</u>
	バーベキューセット	1式1回につき	<u>1,880円</u>
	延長コード	1本1回につき	<u>310円</u>

別表第3(第14条関係)

スキー場施設利用料金

区分	単位	基準額
ペアリフト	1人1回につき	<u>410円</u>
	1人11回につき	<u>3,140円</u>
	1人半日につき	<u>3,660円</u>

	1人1日につき	<u>6,280円</u>
ロジ(宿泊)	1人1泊につき	<u>7,540円</u>
駐車場	1台1回につき	<u>1,250円</u>

別表第4(第14条関係)

スキー場附属備品利用料金

区分		単位	基準額
備品	スキー	1セット1日につき	<u>5,650円</u>
	スキースtock	1セット1日につき	<u>620円</u>
	スキーブーツ	1足1日につき	<u>1,880円</u>
	スキーウェア	1セット1日につき	<u>3,770円</u>
	スキーグローブ	1双1日につき	<u>620円</u>
	スキー帽子	1個1日につき	<u>620円</u>
	ゴーグル	1個1日につき	<u>620円</u>
	ソリ	1台1時間につき	<u>490円</u>
		1台半日につき	<u>880円</u>
		1台1日につき	<u>1,880円</u>

	1人1日につき	<u>5,230円</u>
ロジ(宿泊)	1人1泊につき	<u>6,280円</u>
駐車場	1台1回につき	<u>1,040円</u>

別表第4(第14条関係)

スキー場附属備品利用料金

区分		単位	基準額
備品	スキー	1セット1日につき	<u>4,710円</u>
	スキースtock	1セット1日につき	<u>520円</u>
	スキーブーツ	1足1日につき	<u>1,570円</u>
	スキーウェア	1セット1日につき	<u>3,140円</u>
	スキーグローブ	1双1日につき	<u>520円</u>
	スキー帽子	1個1日につき	<u>520円</u>
	ゴーグル	1個1日につき	<u>520円</u>
	ソリ	1台1時間につき	<u>410円</u>
		1台半日につき	<u>730円</u>
		1台1日につき	<u>1,570円</u>

議案第 9 号関係

新旧対照表

○新山口駅観光交流センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 7 条)

新			旧		
別表(第9条、第12条関係) 施設利用料金基準額			別表(第9条、第12条関係) 施設利用料金基準額		
種別	時間区分		種別	時間区分	
	午前9時から午後1時 まで	午後1時から午後6時ま で		午前9時から午後1時 まで	午後1時から午後6時ま で
交流活動ホール	<u>2,390円</u>	<u>2,990円</u>	交流活動ホール	<u>1,990円</u>	<u>2,490円</u>
ギャラリースペース	<u>1,220円</u>	<u>1,520円</u>	ギャラリースペース	<u>1,020円</u>	<u>1,270円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市産業交流拠点施設設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 8 条)

新						旧					
別表第1(第12条関係)						別表第1(第12条関係)					
(1) 多目的ホール等の利用料金基準額						(1) 多目的ホール等の利用料金基準額					
種別及び利用区分			時間区分			種別及び利用区分			時間区分		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的 ホール (ホワイエを含む。)	平土間		円	円	円	多目的 ホール (ホワイエを含む。)	平土間		円	円	円
		平日	<u>39,600</u>	<u>52,800</u>	<u>52,800</u>			平日	<u>33,000</u>	<u>44,000</u>	<u>44,000</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>49,500</u>	<u>66,000</u>	<u>66,000</u>			土曜日、 日曜日、 休日	<u>41,250</u>	<u>55,000</u>	<u>55,000</u>
	平土間 (半面)	平日	<u>23,760</u>	<u>31,680</u>	<u>31,680</u>		平土間 (半面)	平日	<u>19,800</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>29,700</u>	<u>39,600</u>	<u>39,600</u>			土曜日、 日曜日、 休日	<u>24,750</u>	<u>33,000</u>	<u>33,000</u>
	1,200席以 内	平日	<u>34,850</u>	<u>46,460</u>	<u>46,460</u>		1,200席以 内	平日	<u>29,040</u>	<u>38,720</u>	<u>38,720</u>
		土曜日、	<u>43,560</u>	<u>58,080</u>	<u>58,080</u>			土曜日、	<u>36,300</u>	<u>48,400</u>	<u>48,400</u>

		日曜日、 休日			
	1, 200席を 超え1, 500 席以内	平日	<u>43, 560</u>	<u>58, 080</u>	<u>58, 080</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>54, 440</u>	<u>72, 600</u>	<u>72, 600</u>
	1, 500席を 超え2, 000 席以内	平日	<u>57, 820</u>	<u>77, 090</u>	<u>77, 090</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>72, 260</u>	<u>96, 360</u>	<u>96, 360</u>
主催者控室			<u>900</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 200</u>
楽屋	楽屋1—1		<u>2, 780</u>	<u>3, 720</u>	<u>3, 720</u>
	楽屋1—2、1—3、1—4		<u>2, 160</u>	<u>2, 880</u>	<u>2, 880</u>
	楽屋1—5		<u>1, 340</u>	<u>1, 800</u>	<u>1, 800</u>
	楽屋2—1		<u>2, 240</u>	<u>3, 000</u>	<u>3, 000</u>
	楽屋2—2		<u>980</u>	<u>1, 320</u>	<u>1, 320</u>
	楽屋2—3		<u>2, 060</u>	<u>2, 760</u>	<u>2, 760</u>
楽屋事務所			<u>720</u>	<u>960</u>	<u>960</u>
会議室	会議室2—1、2—2、 2—3		<u>7, 920</u>	<u>10, 560</u>	<u>10, 560</u>
	会議室2—4、2—5		<u>2, 960</u>	<u>3, 960</u>	<u>3, 960</u>
	会議室2—6、2—7		<u>4, 040</u>	<u>5, 400</u>	<u>5, 400</u>

		日曜日、 休日			
	1, 200席を 超え1, 500 席以内	平日	<u>36, 300</u>	<u>48, 400</u>	<u>48, 400</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>45, 370</u>	<u>60, 500</u>	<u>60, 500</u>
	1, 500席を 超え2, 000 席以内	平日	<u>48, 180</u>	<u>64, 240</u>	<u>64, 240</u>
		土曜日、 日曜日、 休日	<u>60, 220</u>	<u>80, 300</u>	<u>80, 300</u>
主催者控室			<u>750</u>	<u>1, 000</u>	<u>1, 000</u>
楽屋	楽屋1—1		<u>2, 320</u>	<u>3, 100</u>	<u>3, 100</u>
	楽屋1—2、1—3、1—4		<u>1, 800</u>	<u>2, 400</u>	<u>2, 400</u>
	楽屋1—5		<u>1, 120</u>	<u>1, 500</u>	<u>1, 500</u>
	楽屋2—1		<u>1, 870</u>	<u>2, 500</u>	<u>2, 500</u>
	楽屋2—2		<u>820</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>
	楽屋2—3		<u>1, 720</u>	<u>2, 300</u>	<u>2, 300</u>
楽屋事務所			<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>
会議室	会議室2—1、2—2、 2—3		<u>6, 600</u>	<u>8, 800</u>	<u>8, 800</u>
	会議室2—4、2—5		<u>2, 470</u>	<u>3, 300</u>	<u>3, 300</u>
	会議室2—6、2—7		<u>3, 370</u>	<u>4, 500</u>	<u>4, 500</u>

会議室2—8、2—9、 2—10	<u>5,660</u>	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>
会議室2—11、2—12	1時間につき <u>600円</u>		
スタジオ	<u>9,360</u>	<u>12,480</u>	<u>12,480</u>
音楽スタジオ1	<u>1,340</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>
音楽スタジオ2	<u>2,160</u>	<u>2,880</u>	<u>2,880</u>
その他の共用スペース(ホワイエの単独利用を含む。)	専用して利用する場合は、1㎡当たり1時間につき <u>20円</u>		

備考 省略

(2) 広場の利用料金基準額

単位	金額
1日 1㎡	<u>40円</u>

備考 省略

(3) デッキの利用料金基準額

単位	時間区分		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
	円	円	円
100㎡未満	<u>1,190</u>	<u>1,190</u>	<u>1,190</u>
100㎡以上	<u>2,380</u>	<u>2,380</u>	<u>2,380</u>

備考 省略

会議室2—8、2—9、 2—10	<u>4,720</u>	<u>6,300</u>	<u>6,300</u>
会議室2—11、2—12	1時間につき <u>500円</u>		
スタジオ	<u>7,800</u>	<u>10,400</u>	<u>10,400</u>
音楽スタジオ1	<u>1,120</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
音楽スタジオ2	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>
その他の共用スペース(ホワイエの単独利用を含む。)	専用して利用する場合は、1㎡当たり1時間につき <u>15円</u>		

備考 省略

(2) 広場の利用料金基準額

単位	金額
1日 1㎡	<u>33円</u>

備考 省略

(3) デッキの利用料金基準額

単位	時間区分		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
	円	円	円
100㎡未満	<u>990</u>	<u>990</u>	<u>990</u>
100㎡以上	<u>1,980</u>	<u>1,980</u>	<u>1,980</u>

備考 省略

(4) 産業交流スペース及びライフイノベーションラボの利用料金基準額

種別及び利用区分		金額
コワーキングスペース・インキュベートスペース	1人 1日につき	<u>1,800円</u>
	1人 1月につき	<u>12,000円</u>
ライフイノベーションラボ	1人 1日につき	<u>1,200円</u>

備考 省略

(5) アカデミーハウスの利用料金基準額

単位	金額
1人 1月につき	<u>48,000円</u>

(6) 駐車場の利用料金基準額

単位	金額
1台 1時間につき	<u>120円</u>

備考 1時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに120円を加算する。

(7) 省略

別表第2(第21条関係)

事務所の使用料

階数	単位	金額
1階	1月 1m ²	<u>3,830円</u>
2階から4階まで	1月 1m ²	<u>3,430円</u>

備考 省略

(4) 産業交流スペース及びライフイノベーションラボの利用料金基準額

種別及び利用区分		金額
コワーキングスペース・インキュベートスペース	1人 1日につき	<u>1,500円</u>
	1人 1月につき	<u>10,000円</u>
ライフイノベーションラボ	1人 1日につき	<u>1,000円</u>

備考 省略

(5) アカデミーハウスの利用料金基準額

単位	金額
1人 1月につき	<u>40,000円</u>

(6) 駐車場の利用料金基準額

単位	金額
1台 1時間につき	<u>100円</u>

備考 1時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに100円を加算する。

(7) 省略

別表第2(第21条関係)

事務所の使用料

階数	単位	金額
1階	1月 1m ²	<u>3,190円</u>
2階から4階まで	1月 1m ²	<u>2,860円</u>

備考 省略

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市徳地新規就農者技術習得支援施設設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 4 9 条)

新	旧
(研修生専用住宅の利用) 第12条 省略 2及び3 省略 4 研修生専用住宅の家賃は、月額 <u>12,000円</u> とする。ただし、研修生等が月の途中で入退居した場合は、その月の家賃は日割計算により算定する。 5 省略	(研修生専用住宅の利用) 第12条 省略 2及び3 省略 4 研修生専用住宅の家賃は、月額 <u>10,000円</u> とする。ただし、研修生等が月の途中で入退居した場合は、その月の家賃は日割計算により算定する。 5 省略

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市徳地三谷交流センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 0 条)

新				旧			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
種別	基準額			種別	基準額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午後 10時まで
大広間	(670円) <u>260円</u>	(600円) <u>230円</u>	(760円) <u>290円</u>	大広間	(560円) <u>220円</u>	(500円) <u>190円</u>	(630円) <u>240円</u>
和室	<u>260円</u>	<u>230円</u>	<u>290円</u>	和室	<u>220円</u>	<u>190円</u>	<u>240円</u>
調理室	<u>260円</u>	<u>230円</u>	<u>290円</u>	調理室	<u>220円</u>	<u>190円</u>	<u>240円</u>
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき 130円 のストープ利用料を加算した額とする。				4 ストープを使用する場合の利用料金は、1時間当たり1台につき 105円 のストープ利用料を加算した額とする。			
5 省略				5 省略			
(削る)				<u>6 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市阿東嘉年基幹集落センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第51条)

新				旧			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
種別	金額			種別	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大集会室	(<u>1,990円</u>) <u>780円</u>	(<u>1,780円</u>) <u>700円</u>	(<u>2,220円</u>) <u>880円</u>	大集会室	(<u>1,660円</u>) <u>650円</u>	(<u>1,480円</u>) <u>580円</u>	(<u>1,850円</u>) <u>730円</u>
農林研修室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	農林研修室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
会議室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	会議室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
調理実習室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	調理実習室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市蔵目喜ふれあいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 2 条)

新				旧			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
種別	金額			種別	金額		
	午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで		午前8時30分から 午後1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
多目的ホール	(<u>1,990円</u>) <u>780円</u>	(<u>1,780円</u>) <u>700円</u>	(<u>2,220円</u>) <u>880円</u>	多目的ホール	(<u>1,660円</u>) <u>650円</u>	(<u>1,480円</u>) <u>580円</u>	(<u>1,850円</u>) <u>730円</u>
会議室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	会議室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
調理実習室	(<u>670円</u>) <u>260円</u>	(<u>600円</u>) <u>230円</u>	(<u>760円</u>) <u>290円</u>	調理実習室	(<u>560円</u>) <u>220円</u>	(<u>500円</u>) <u>190円</u>	(<u>630円</u>) <u>240円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市地域特産物販売促進センター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第53条)

新			旧		
別表第1(第8条、第12条関係) 食材供給施設等利用料金基準額			別表第1(第8条、第12条関係) 食材供給施設等利用料金基準額		
区分	利用料金基準額	備考	区分	利用料金基準額	備考
食材供給施設	月額 <u>231,000円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	食材供給施設	月額 <u>192,500円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む
農産物直売施設	月額 <u>158,400円</u>	じゅう器等設備機器含む	農産物直売施設	月額 <u>132,000円</u>	じゅう器等設備機器含む
特産物加工施設1	月額 <u>69,960円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設1	月額 <u>58,300円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む
特産物加工施設2	月額 <u>64,680円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設2	月額 <u>53,900円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む
特産物加工施設3	月額 <u>42,240円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設3	月額 <u>35,200円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む
特産物加工施設4	月額 <u>31,680円</u>	じゅう器等設備機器含む	特産物加工施設4	月額 <u>26,400円</u>	じゅう器等設備機器含む
朝市広場	月額 <u>167,040円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	朝市広場	月額 <u>139,200円</u>	じゅう器等設備機器及び倉庫含む
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)		

施設基本利用料金基準額			施設基本利用料金基準額		
利用施設	単位	利用料金基準額	利用施設	単位	利用料金基準額
多目的室	1時間	<u>790円</u>	多目的室	1時間	<u>660円</u>
屋外広場	1日	1区画につき <u>3,830円</u>	屋外広場	1日	1区画につき <u>3,190円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市柚野農産加工販売所設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第54条)

新		旧	
別表第1(第13条関係)		別表第1(第13条関係)	
種別	基準額(1時間につき)	種別	基準額(1時間につき)
製粉室	<u>130円</u>	製粉室	<u>105円</u>
もち加工室	<u>130円</u>	もち加工室	<u>105円</u>
包装室	<u>130円</u>	包装室	<u>105円</u>
豆腐加工室	<u>130円</u>	豆腐加工室	<u>105円</u>
<u>備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u>		<u>備考</u> <u>1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u> <u>2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて。</u>	
別表第2(第13条関係)		別表第2(第13条関係)	
器具の名称	基準額(1時間につき)	器具の名称	基準額(1時間につき)
製粉器	<u>130円</u>	製粉器	<u>105円</u>
蒸し器	<u>130円</u>	蒸し器	<u>105円</u>
もち切機	<u>130円</u>	もち切機	<u>105円</u>
真空包装機	<u>130円</u>	真空包装機	<u>105円</u>
ミキサー	<u>130円</u>	ミキサー	<u>105円</u>

ガス回転釜	<u>130円</u>	ガス回転釜	<u>105円</u>
擦り機	<u>130円</u>	擦り機	<u>105円</u>
搾り機	<u>130円</u>	搾り機	<u>105円</u>
備考 1及び2 省略 (削る)		備考 1及び2 省略 <u>3 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	

議案第 9 号関係

新旧対照表

○道の駅あいお設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 5 条)

新			旧		
別表(第9条、第12条関係)			別表(第9条、第12条関係)		
施設等利用料金基準額			施設等利用料金基準額		
施設等	単位	利用料金基準額	施設等	単位	利用料金基準額
展示販売施設	1箇月	<u>56,570円</u>	展示販売施設	1箇月	<u>47,140円</u>
食材供給施設	1箇月	<u>56,570円</u>	食材供給施設	1箇月	<u>47,140円</u>

議案第 9 号関係

新旧対照表

○道の駅「きらら あじす」設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 6 条)

新			旧		
別表(第10条、第13条関係)			別表(第10条、第13条関係)		
施設等	単位	利用料金基準額	施設等	単位	利用料金基準額
会議室	1時間	<u>630円</u>	会議室	1時間	<u>524円</u>
屋外広場 1区画(テント1張分)	1日	<u>3,770円</u>	屋外広場 1区画(テント1張分)	1日	<u>3,140円</u>
屋外用テント 1張	1日	<u>1,250円</u>	屋外用テント 1張	1日	<u>1,040円</u>
レストラン施設	1箇月	<u>295,430円</u>	レストラン施設	1箇月	<u>246,190円</u>
物品販売施設	1箇月	<u>463,250円</u>	物品販売施設	1箇月	<u>386,040円</u>
特産物加工施設1	1箇月	<u>30,010円</u>	特産物加工施設1	1箇月	<u>25,010円</u>
特産物加工施設2	1箇月	<u>84,420円</u>	特産物加工施設2	1箇月	<u>70,350円</u>
特産物加工施設3	1箇月	<u>56,180円</u>	特産物加工施設3	1箇月	<u>46,820円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市阿東総合交流ターミナル設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 7 条)

新				旧			
別表(第7条、第10条関係)				別表(第7条、第10条関係)			
施設等		単位	基準額	施設等		単位	基準額
展示即売施設		1箇月	<u>530,580円</u>	展示即売施設		1箇月	<u>442,150円</u>
食材供給施設		1箇月	<u>100,570円</u>	食材供給施設		1箇月	<u>83,810円</u>
会議室		1日	<u>3,190円</u>	会議室		1日	<u>2,660円</u>
その他施設等	移動テント1張り又は1張り相当敷地	1日又は1回	<u>3,770円</u>	その他施設等	移動テント1張り又は1張り相当敷地	1日又は1回	<u>3,140円</u>
	野外ステージ	1日又は1回	<u>6,280円</u>		野外ステージ	1日又は1回	<u>5,230円</u>
(省略)				(省略)			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口森林ふれあいセンター設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 8 条)

新				旧			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
時間区分 利用施設	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後9 時まで	時間区分 利用施設	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後9 時まで
研修室1	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	(<u>1,320円</u>) <u>2,640円</u>	研修室1	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>	(<u>1,100円</u>) <u>2,200円</u>
研修室2	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	研修室2	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>
研修室3	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	(<u>650円</u>) <u>1,320円</u>	研修室3	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>	(<u>540円</u>) <u>1,100円</u>
備考 省略				備考 省略			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市徳地山村広場設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 5 9 条)

新				旧			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
種別	利用単位	時間単位	利用料金	種別	利用単位	時間単位	利用料金
グラウンド	全面	1時間	<u>520円</u>	グラウンド	全面	1時間	<u>440円</u>
	半面	1時間	<u>260円</u>		半面	1時間	<u>220円</u>
備考 1～3 省略 (削る)				備考 1～3 省略 <u>4 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>			

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市阿東山村広場設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 6 0 条)

新			旧		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
種別	時間単位	利用料金	種別	時間単位	利用料金
多目的広場(全面)	1時間	<u>260円</u>	多目的広場(全面)	1時間	<u>220円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○新山口駅南北自由通路設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 6 1 条)

新			旧		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
使用料			使用料		
時間区分			時間区分		
午前9時から午後1時ま で	午後1時から午後5時ま で	午後5時から午後10時ま で	午前9時から午後1時ま で	午後1時から午後5時ま で	午後5時から午後10時ま で
<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第9号関係

新旧対照表

○新山口駅北口交通広場設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第62条)

新					旧				
別表(第7条、第9条関係)					別表(第7条、第9条関係)				
(1) 情報提供施設の使用料					(1) 情報提供施設の使用料				
単位		金額			単位		金額		
1時間		<u>260円</u>			1時間		<u>220円</u>		
備考 省略					備考 省略				
(2) カフェの使用料					(2) カフェの使用料				
単位		金額			単位		金額		
1か月		<u>112,070円</u>			1か月		<u>93,390円</u>		
備考 省略					備考 省略				
(3) 1階デッキ及び3階デッキの使用料					(3) 1階デッキ及び3階デッキの使用料				
種別	単位	時間区分			種別	単位	時間区分		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階デッキ	100㎡未満	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	1階デッキ	100㎡未満	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>
	100㎡以上	<u>2,380円</u>	<u>2,380円</u>	<u>2,380円</u>		100㎡以上	<u>1,980円</u>	<u>1,980円</u>	<u>1,980円</u>
3階デッキ	100㎡未満	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>	3階デッキ	100㎡未満	<u>990円</u>	<u>990円</u>	<u>990円</u>
	100㎡以上	<u>2,380円</u>	<u>2,380円</u>	<u>2,380円</u>		100㎡以上	<u>1,980円</u>	<u>1,980円</u>	<u>1,980円</u>

備考 省略			備考 省略		
(4) 広場の使用料			(4) 広場の使用料		
単位		金額	単位		金額
1日 1m ²		<u>40円</u>	1日 1m ²		<u>33円</u>
備考 省略			備考 省略		
(5) 情報提供施設附属設備の使用料			(5) 情報提供施設附属設備の使用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
放送設備	1時間	<u>770円</u>	放送設備	1時間	<u>640円</u>
伝送設備	1時間	<u>260円</u>	伝送設備	1時間	<u>220円</u>
備考 省略			備考 省略		

議案第 9 号関係

新旧対照表

○山口市都市公園条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第 6 3 条)

新			旧				
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)				
種類	種別	金額	種類	種別	金額		
公園一時使用料	公園	1日 1平方メートル	公園一時使用料	公園	1日 1平方メートル		
		3時間以内 <u>20円</u>			3時間以内 <u>11円</u>		
		6時間以内 <u>30円</u>			6時間以内 <u>22円</u>		
		6時間を超えるもの <u>40円</u>			6時間を超えるもの <u>33円</u>		
		(省略)			(省略)		
別表第3(第12条関係)			別表第3(第12条関係)				
種類	種別		金額	種類	種別		金額
有料公園施設使用料	(1) 亀山公園庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	1面につき 1時間まで200円 1時間増すまでごとに200円を加算する。	有料公園施設使用料	(1) 亀山公園庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	1面につき 1時間まで165円 1時間増すまでごとに165円を加算する。
		庭球場照明施設	1面につき 1時間まで460円 1時間増すまでごとに460円を加算する。			庭球場照明施設	1面につき 1時間まで385円 1時間増すまでごとに385円を加算する。
		備考 入場料その他これに類する料金を徴収				備考	

	<u>する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。</u>	
(2) 亀山公園駐車場	2時間まで 130円 30分増すまでごとに70円を加算する。	
(3) 河原谷公園パークゴルフ場	大人	1日 1ラウンド 1人につき 400円 1ラウンド増すごとに260円を加算する。
	小学生以下	1日 1ラウンド 1人につき 260円 1ラウンド増すごとに130円を加算する。
	備考 パークゴルフ用具を使用する場合については、1人一式につき260円を加算する。	
(4) 河原谷公園庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	1面につき 1時間まで200円 1時間増すまでごとに200円を加算する。
	備考 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。	
(5) 河原谷	1人1回につき 130円	

	1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。 2 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
(2) 亀山公園駐車場	2時間まで 110円 30分増すまでごとに55円を加算する。 備考 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
(3) 河原谷公園パークゴルフ場	大人	1日 1ラウンド 1人につき 330円 1ラウンド増すごとに220円を加算する。
	小学生以下	1日 1ラウンド 1人につき 220円 1ラウンド増すごとに110円を加算する。
	備考 1 パークゴルフ用具を使用する場合については、1人一式につき220円を加算する。 2 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
(4) 河原谷	入場料その	1面につき 1時間まで165円

	<u>公園シャワー室</u>				<u>公園庭球場</u>	他これに類する料金を徴収しないもの	1時間増すまでごとに165円を加算する。
						備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。 2 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
					(5) 河原谷 <u>公園シャワー室</u>	1人1回につき 110円	
						備考 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	

議案第9号関係

新旧対照表

○山口市公園等設置及び管理条例

(使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第64条)

新			旧		
別表第2(第11条関係)			別表第2(第11条関係)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
公園一時使用料	公園	1日 1平方メートル	公園一時使用料	公園	1日 1平方メートル
		3時間以内 <u>20円</u>			3時間以内 <u>11円</u>
		6時間以内 <u>30円</u>			6時間以内 <u>22円</u>
		6時間を超えるもの <u>40円</u>			6時間を超えるもの <u>33円</u>
		(省略)			(省略)

○山口市民会館設置及び管理条例

新								旧																																							
(休館日) 第7条 市民会館の休館日は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 <u>(1) 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日まで</u> <u>別表第1(第9条、第13条、第14条関係)</u> <u>ホール等基本利用料金</u> <table><tr><th>時間区分 利用区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>午後 及び 夜間</th><th>全日</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td><u>午前9 時か ら正 午ま で</u></td><td><u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u></td><td><u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u></td><td><u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u></td><td><u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u></td><td><u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u></td><td></td></tr></table>								時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考		<u>午前9 時か ら正 午ま で</u>	<u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u>		(休館日) 第7条 市民会館の休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日まで</u>とする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 <u>別表第1(第9条、第13条、第14条関係)</u> <u>ホール等基本利用料金</u> <table><tr><th>時間区分 利用区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>午後 及び 夜間</th><th>全日</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td><u>午前9 時か ら正 午ま で</u></td><td><u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u></td><td><u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u></td><td><u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u></td><td><u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u></td><td><u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u></td><td></td></tr></table>								時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考		<u>午前9 時か ら正 午ま で</u>	<u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u>	
時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考																																								
	<u>午前9 時か ら正 午ま で</u>	<u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u>																																									
時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後 及び 夜間	全日	備考																																								
	<u>午前9 時か ら正 午ま で</u>	<u>午後1 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後6 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後5時 まで</u>	<u>午後1 時か ら午 後10 時まで</u>	<u>午前9 時か ら午 後10 時まで</u>																																									

大ホール	平日	<u>24,750</u>	<u>42,900</u>	<u>54,450</u>	<u>59,400</u>	<u>89,100</u>	<u>103,950</u>	楽屋、 練習室及びロビーを含む。
	土曜日、日曜日、休日	<u>29,700</u>	<u>52,800</u>	<u>64,350</u>	<u>74,250</u>	<u>103,950</u>	<u>125,400</u>	
小ホール	平日	<u>6,600</u>	<u>11,880</u>	<u>14,520</u>	<u>15,840</u>	<u>23,760</u>	<u>27,720</u>	楽屋を含む。
	土曜日、日曜日、休日	<u>7,920</u>	<u>14,520</u>	<u>15,840</u>	<u>21,120</u>	<u>29,040</u>	<u>34,320</u>	
大ホールロビー		<u>10,560</u>	<u>13,200</u>	<u>15,840</u>	<u>19,800</u>	<u>22,440</u>	<u>26,400</u>	
展示ホール		<u>3,960</u>	<u>6,600</u>	<u>7,920</u>	<u>10,560</u>	<u>13,200</u>	<u>15,840</u>	
会議室		<u>1,580</u>	<u>2,110</u>	<u>2,640</u>	<u>3,170</u>	<u>3,960</u>	<u>4,750</u>	
楽屋1		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
楽屋2		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
楽屋3		<u>530</u>	<u>1,060</u>	<u>1,060</u>	<u>1,450</u>	<u>1,980</u>	<u>2,380</u>	
楽屋4		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
楽屋5		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
楽屋6		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
楽屋7		<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	

大ホール	平日	<u>16,500円</u>	<u>28,600円</u>	<u>36,300円</u>	<u>39,600円</u>	<u>59,400円</u>	<u>69,300円</u>	楽屋、 練習室及びロビーを含む。
	土曜日、日曜日、休日	<u>19,800</u>	<u>35,200</u>	<u>42,900</u>	<u>49,500</u>	<u>69,300</u>	<u>83,600</u>	
小ホール	平日	<u>5,500</u>	<u>9,900</u>	<u>12,100</u>	<u>13,200</u>	<u>19,800</u>	<u>23,100</u>	楽屋を含む。
	土曜日、日曜日、休日	<u>6,600</u>	<u>12,100</u>	<u>13,200</u>	<u>17,600</u>	<u>24,200</u>	<u>28,600</u>	
大ホールロビー		<u>8,800</u>	<u>11,000</u>	<u>13,200</u>	<u>16,500</u>	<u>18,700</u>	<u>22,000</u>	
展示ホール		<u>3,300</u>	<u>5,500</u>	<u>6,600</u>	<u>8,800</u>	<u>11,000</u>	<u>13,200</u>	
会議室		<u>1,320</u>	<u>1,760</u>	<u>2,200</u>	<u>2,640</u>	<u>3,300</u>	<u>3,960</u>	
楽屋1		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
楽屋2		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
楽屋3		<u>440</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,650</u>	<u>1,980</u>	
楽屋4		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
楽屋5		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
楽屋6		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
楽屋7		<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	

<u>練習室</u>	<u>400</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,450</u>	<u>1,720</u>	
<u>小ホール楽屋1</u>	<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
<u>小ホール楽屋2</u>	<u>260</u>	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>790</u>	<u>1,060</u>	<u>1,190</u>	
備考 省略							

<u>練習室</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,430</u>	
<u>小ホール楽屋1</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
<u>小ホール楽屋2</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>990</u>	
備考 省略							

議案第 1 1 号関係

新旧対照表

○嘉村礪多生家設置及び管理条例

新		旧	
(休館日)		(休館日)	
第7条 生家の休館日は、 次のとおり とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。		第7条 生家の休館日は、 12月29日から翌年の1月3日まで とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。	
(1) 水曜日及び木曜日			
(2) 12月29日から翌年の1月3日まで			
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
利用料金基準額		利用料金基準額	
嘉村礪多生家	1時間につき 1,260円	嘉村礪多生家	1時間につき 1,048円
備考 省略		備考 省略	

○旧中川家住宅設置及び管理条例

新	旧
(<u> </u>利用の許可) 第7条 <u>別表に定める旧中川家住宅の施設(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> (削る) 2 省略 (<u> </u>利用の制限) 第8条 教育委員会は、<u> </u>次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u> </u>利用を許可しないことができる。 (1)～(3) 省略 (<u> </u>利用の許可の取消し等) 第9条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</u> <u>(1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可の条件に違反したとき。</u> <u>(2) 利用者が旧中川家住宅の管理運営上必要な指示又は指導に従わないとき。</u> <u>(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。</u>	(<u>一部</u>利用の許可) 第7条 <u>教育委員会は、観覧を妨げない限りにおいて、旧中川家住宅の施設の一部の利用(以下「一部利用」という。)を許可することができる。</u> 2 <u>前項の規定により一部利用をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 省略 (<u>一部</u>利用の制限) 第8条 教育委員会は、<u>一部利用が</u>次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>その一部</u>利用を許可しないことができる。 (1)～(3) 省略 (<u>一部</u>利用の許可の取消し等) 第9条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは一部利用の中止を命ずることができる。</u> <u>(1) 一部利用の許可を受けた者(以下「一部利用者」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は一部利用の許可の条件に違反したとき。</u> <u>(2) 一部利用者が旧中川家住宅の管理運営上必要な指示又は指導に従わないとき。</u> <u>(3) 一部利用者が偽りその他不正の手段により一部利用の許可を受けたと</u>

(4) 利用者が正規の手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって利用ができなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、旧中川家住宅の管理上の都合により、教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

き。

(4) 一部利用者が正規の手続によらないで一部利用の目的、内容等を変更したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって一部利用ができなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、旧中川家住宅の管理上の都合により、教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは一部利用の中止を命じた場合において、一部利用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 一部利用における旧中川家住宅の使用料は、無料とする。

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 観覧者又は**利用者**は、故意又は過失により、旧中川家住宅の施設、設備、所蔵品等を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 省略

別表(第7条及び第10条関係)

<u>種別</u>	<u>金額(1時間につき)</u>
和室	<u>100円</u>
庭園	<u>100円</u>

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

(損害賠償)

第11条 観覧者又は**一部利用者**は、故意又は過失により、旧中川家住宅の施設、設備、所蔵品等を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 省略

議案第13号関係

新旧対照表

○山口市小郡文化資料館設置及び管理条例

新

(観覧料)

第7条 資料館に展示した資料の観覧者は、次に定める観覧料を納付しなければならない。

区分	普通観覧料	団体観覧料(20人以上)
常設展示	130円	1人につき 110円
特別展示	1,000円の範囲内で市長が別に定める額	

備考 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。

(観覧料の不還付)

第8条の2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

旧

(観覧料)

第7条 資料館に展示した資料の観覧料は、徴収しない。ただし、期間を設けて催す特別の展示をしたときは、市長は、その実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

○山口市南部運動広場設置及び管理条例

新	旧																								
<u>(休場日)</u> <u>第7条 南部運動広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。</u> <u>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</u> <u>(2) 12月29日から翌年の1月3日まで</u> 別表第1(第12条関係) 施設基本利用料金基準額 <table><tr><th colspan="2">利用区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>グラウンド</td><td>2分の1面につき</td><td>1時間</td><td><u>410円</u></td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>1面につき</td><td>1時間</td><td><u>250円</u></td></tr></table> 備考 1及び2 省略 (削る) 別表第2(第12条関係) 照明施設基本利用料金基準額	利用区分		単位	金額	グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>410円</u>	テニスコート	1面につき	1時間	<u>250円</u>	<u>(休場日)</u> <u>第7条 南部運動広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。</u> 別表第1(第12条関係) 施設基本利用料金基準額 <table><tr><th colspan="2">利用区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>グラウンド</td><td>2分の1面につき</td><td>1時間</td><td><u>275円</u></td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>1面につき</td><td>1時間</td><td><u>165円</u></td></tr></table> 備考 1及び2 省略 <u>3 上記により計算した額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u> 別表第2(第12条関係) 照明施設基本利用料金基準額	利用区分		単位	金額	グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>275円</u>	テニスコート	1面につき	1時間	<u>165円</u>
利用区分		単位	金額																						
グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>410円</u>																						
テニスコート	1面につき	1時間	<u>250円</u>																						
利用区分		単位	金額																						
グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>275円</u>																						
テニスコート	1面につき	1時間	<u>165円</u>																						

利用区分		単位	金額
グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>2,510円</u>
テニスコート	1面につき	1時間	<u>460円</u>
備考 1及び2 省略 (削る)			

利用区分		単位	金額
グラウンド	2分の1面につき	1時間	<u>2,090円</u>
テニスコート	1面につき	1時間	<u>385円</u>
備考 1及び2 省略 <u>3 上記により計算した額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>			

議案第 15 号関係

新旧対照表

○山口市小郡屋内プール設置及び管理条例

新				旧			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
施設等利用料金基準額				施設等利用料金基準額			
利用区分		金額		利用区分		金額	
		6月から9月まで	その他の月			6月から9月まで	その他の月
専用利用(1時間当たり)	一般及び高齢者	<u>5,660円</u>	<u>8,170円</u>	専用利用(1時間当たり)	一般及び高齢者	<u>3,771円</u>	<u>5,448円</u>
	小・中学生	<u>3,270円</u>	<u>5,280円</u>		小・中学生	<u>2,724円</u>	<u>4,400円</u>
個人利用券利用(1人、1日、1回)	一般及び高齢者	<u>470円</u>	<u>620円</u>	個人利用券利用(1人、1日、1回)	一般及び高齢者	<u>310円</u>	<u>410円</u>
	小・中学生	<u>250円</u>	<u>370円</u>		小・中学生	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	未就学児	<u>110円</u>	<u>150円</u>				
個人回数利用券利用(6枚つづり)	一般	<u>2,350円</u>	<u>3,100円</u>	個人回数利用券利用(6枚つづり)	一般	<u>1,570円</u>	<u>2,200円</u>
	小・中学生	<u>1,250円</u>	<u>1,850円</u>		小・中学生	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>
	未就学児	<u>550円</u>	<u>750円</u>				
個人回数利用券利用(10枚つづり)	高齢者	<u>1,880円</u>	<u>2,640円</u>	個人回数利用券利用(10枚つづり)	高齢者	<u>1,570円</u>	<u>2,200円</u>
備考				備考			
1～4 省略				1～4 省略			

(削る)	5 <u>上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>
------	---

○山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新	旧
目次 第1章及び第2章 省略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節 省略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条―第52条) 第4章 省略 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 省略 (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)</u>をいう。 (7)～(11) 省略 <u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>	目次 第1章及び第2章 省略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節 省略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章 省略 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 省略 (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業_____をいう。 (7)～(11) 省略

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12)～(22) 省略

(23) 特定地域型保育事業 法**第43条第4項**に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**教育認定子ども**

の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)**

の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよ

(12)～(22) 省略

(23) 特定地域型保育事業 法**第43条第2項**に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同号に掲げる小学校就学前子ども**

に該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**

の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよ

う、選考するものとする。

4及び5 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 省略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**保育認定子ども**

_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 省略

2及び3 省略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

う、選考するものとする。

4及び5 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 省略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、**法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**

_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 省略

2及び3 省略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) **教育認定子ども**

_____ 77,101円

(イ) **満3歳以上保育認定子ども**

_____ (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) **教育認定子ども**

_____ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) **満3歳以上保育認定子ども**

_____ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 省略

(4)及び(5) 省略

5及び6 省略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童

(ア) **法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども** 77,101円

(イ) **法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども** (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下_____イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) **法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども** 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) **法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども** 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 省略

(4)及び(5) 省略

5及び6 省略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童

福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、**学校教育法第1条に規定する幼稚園**である特定教育・保育施設の職員にあっては、**同法**第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が**教育認定子ども**

に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**教育認定子ども**

及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満3歳以上保育認定子ども**

の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「**教育認定子ども**

福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、**幼稚園**

である特定教育・保育施設の職員にあっては、**学校教育法**第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**

に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「**同号に掲げる小学校就学前子ども**

_____」とあるのは「**教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども**」
と、「**同号**」とあるのは「**同条第2号**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1
号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準
により算定した費用の額」と、**同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」と**
あるのは「教育認定子ども_____」(特別利用保育を受ける者を
除く。))と、**同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳**
以上保育認定子ども」(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が**満3
歳以上保育認定子ども**

に対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準
を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、
当該特別利用教育に係る**満3歳以上保育認定子ども**

_____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している
教育認定子ども

の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小
学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、
特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、
それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を
適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあ
るのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」とあるの

もに該当する」とあるのは「**同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子ども**
に該当する_____」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1

号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準
により算定した費用の額」と、**同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定**
子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」(特別利用保育を受ける者を
除く。))と、**同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・**
保育給付認定子ども」(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が**法第
19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**

に対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準
を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、
当該特別利用教育に係る**法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す**

る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している
同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小
学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、
特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、
それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を
適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあ
るのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」とあるの

は「法第19条第2号」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型として児童福祉法第34条の15第2項の認可(以下この項において「認可」という。)を得たものをいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型として認可を得たものをいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型として認可を得たものをいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号

は「法第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型として児童福祉法第34条の15第2項の認可(以下この項において「認可」という。)を得たものをいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型として認可を得たものをいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型として認可を得たものをいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

2 特定地域型保育事業者 (満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 (第43条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育

(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を参酌して当該事業所が所在する市町村が条例で定める基準を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育

の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る**法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。**

4 前2項の場合においては、特定地域型保育事業者は、**これらの項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法**附則第73条第1項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に

の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の場合においては、特定地域型保育事業者は、**同項**に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**満3歳未満保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法**第73条第1項**の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に

対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第6項まで及び附則第5条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている**保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者(**満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第10項において同じ。により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第10項において同じ。)**の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育

対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**満3歳未満保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第6項まで及び附則第5条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている**満3歳未満保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者**により特定地域型保育**

_____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育

認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 省略

7 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

8～10 省略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 省略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項**及び第3項**に規定する

認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の_____小学校就学前子どもに限る。**以下この号及び**第6項において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 省略

7～9 省略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 省略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項_____に規定する

選考の方法を含む。)

(8)～(11) 省略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども** に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**保育認定子ども** に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 省略

(記録の整備)

第49条 省略

2 特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども** に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定

選考の方法を含む。)

(8)～(11) 省略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども** に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、**満3歳未満保育認定子ども** に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 省略

(記録の整備)

第49条 省略

2 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども** に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定

子ども(教育認定子ども)を除く。以下この節において同じ。)について」と、**第14条第1項**

中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、**第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。**

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が**教育認定子ども**

に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る**教育認定子ども**

子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、**第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える**

ものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が**法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、

法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る**法第19条第1号に掲げる小学校就学**

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、

「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項____において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(____第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章____において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、

「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽

選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第

選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者 _____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる**法第19**

条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども
_____に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者_____が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、

法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に係

法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係

る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者 (満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) 省略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) 省略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) 省略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合 _____にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) 省略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項__

第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)に

あつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園、幼稚園又は保育所をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 及び(2) 省略

(3) 当該家庭的保育事業者等 **(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)**により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 省略

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼

_____に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園、幼稚園又は保育所をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 及び(2) 省略

(3) 当該家庭的保育事業者等 _____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 省略

第13条 削除

児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 省略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3及び4 省略

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 省略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3及び4 省略

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事

項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 乳児及び幼児の区分(事業所内保育事業にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児及び当該乳幼児以外の乳幼児の区分を含む。)ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 省略

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 乳児及び幼児の区分(事業所内保育事業にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児及び当該乳幼児以外の乳幼児の区分を含む。)ごとの利用定員_____

(7)～(11) 省略

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。

(職員)

第29条 省略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する**看護師等**を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する**保健師、看護師又は准看護師**を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」

と読み替えるものとする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法**第6条の3第10項第1号**の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」**と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」**と読み替えるものとする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法**第6条の3第10項**の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことがで

第44条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 省略

2 省略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

きる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。_____第4号において同じ。)」 _____

_____と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、連携

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。**第48条において準用する**第4号において同じ。)」**と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」**と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等_____は、連携

施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(職員配置に係る特例)

第5条の2 令和10年3月31日までの間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは、「20人」とする。

第5条の3 当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等**(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)**が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項第1号及び第2号並びに**前2条**の規定により読み替えて適用される同項第3号及び第4号又は第44条第2項第1号及び第2号並びに**前2条**の規定により読み替えて適用される同項第3号及び第4号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(職員配置に係る特例)

第5条の2 当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等_____
_____が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項第1号及び第2号並びに**前条**の規定により読み替えて適用される同項第3号及び第4号又は第44条第2項第1号及び第2号並びに**前条**の規定により読み替えて適用される同項第3号及び第4号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する場合には、第29条第3項**若しくは第4項**若しくは第44条第3項**若しくは第4項**又は前2条の規定により保育士とみなされる者の総数は、第29条第2項又は第44条第2項により置かなければならない保育士の数の3分の1を超えない範囲内で市長が認める数としなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する場合には、第29条第3項_____若しくは第44条第3項_____又は前2条の規定により保育士とみなされる者の総数は、第29条第2項又は第44条第2項により置かなければならない保育士の数の3分の1を超えない範囲内で市長が認める数としなければならない。

○山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
(職員) 第10条 省略 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>次項及び第6項</u>において同じ。)をもってこれに代えることができる。 <u>3 前2項の規定にかかわらず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に設置する放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員の確保が困難であるものについて、利用児童の安全確保のために必要な体制が講じられ、かつ、児童の支援に支障がないと市長が認めるときは、支援の単位ごとに配置する職員を補助員2人以上とすることができる。</u> <u>4及び5</u> 省略 <u>6</u> 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所(<u>第3項の規定の適用を受ける事業所を除く。</u>)であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 附 則	(職員) 第10条 省略 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第5項</u>において同じ。)をもってこれに代えることができる。 <u>3及び4</u> 省略 <u>5</u> 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所_____であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 附 則

(職員に関する経過措置) 第3条 施行日から令和11年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和11年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 2 施行日から当分の間、既存事業所についての第10条第5項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、一の支援の単位を構成する利用者の数については、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない」とする。	(職員に関する経過措置) 第3条 施行日から令和11年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和11年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 2 施行日から当分の間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、一の支援の単位を構成する利用者の数については、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない」とする。
--	--

○山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

議案第 2 0 号関係

新旧対照表

○山口市地域交流センター設置及び管理条例

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(省略)		(省略)	
山口市平川地域交流センター	<u>山口市平井1665番地1</u>	山口市平川地域交流センター	<u>山口市平井1407番地1</u>
(省略)		(省略)	

議案第 2 2 号関係

新旧対照表

○山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例

新			旧		
別表第1(第12条関係)			別表第1(第12条関係)		
種別	単位	基準額	種別	単位	基準額
会議・研修室	午前9時から午後1時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>	会議・研修室	午前9時から午後1時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>		午後1時から午後5時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後5時から午後10時まで	(<u>1,030円</u>) <u>1,940円</u>		午後5時から午後10時まで	(<u>860円</u>) <u>1,620円</u>
視聴覚室	午前9時から午後1時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>	視聴覚室	午前9時から午後1時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>		午後1時から午後5時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後5時から午後10時まで	(<u>1,030円</u>) <u>1,940円</u>		午後5時から午後10時まで	(<u>860円</u>) <u>1,620円</u>
多目的ホール	午前9時から午後1時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>	多目的ホール	午前9時から午後1時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	(<u>830円</u>) <u>1,560円</u>		午後1時から午後5時まで	(<u>690円</u>) <u>1,300円</u>
	午後5時から午後10時まで	(<u>1,030円</u>)		午後5時から午後10時まで	(<u>860円</u>)

	まで	<u>1,940円</u>
スタジオ1	午前9時から午後1時まで	(<u>240円</u>) <u>1,600円</u>
	午後1時から午後5時まで	(<u>240円</u>) <u>1,600円</u>
	午後5時から午後8時まで	(<u>180円</u>) <u>1,190円</u>
スタジオ2	午前9時から午後8時まで	(1時間につき <u>60円</u>) 1時間につき <u>600円</u>
OA研修室	午前9時から午後10時まで	(1時間につき <u>190円</u>) 1時間につき <u>600円</u>
体育室	3分の1面利用	1時間につき <u>200円</u>
	2分の1面利用	1時間につき <u>260円</u>
	全面利用	1時間につき <u>530円</u>

備考
(削る)

1～5 省略

	まで	<u>1,620円</u>
スタジオ1	午前9時から午後1時まで	(<u>200円</u>) <u>1,330円</u>
	午後1時から午後5時まで	(<u>200円</u>) <u>1,330円</u>
	午後5時から午後8時まで	(<u>150円</u>) <u>990円</u>
スタジオ2	午前9時から午後8時まで	(1時間につき <u>47円</u>) 1時間につき <u>503円</u>
OA研修室	午前9時から午後10時まで	(1時間につき <u>157円</u>) 1時間につき <u>943円</u>
体育室	3分の1面利用	1時間につき <u>165円</u>
	2分の1面利用	1時間につき <u>220円</u>
	全面利用	1時間につき <u>440円</u>

備考

- 1 OA研修室の基準額の計算については、次に定めるところによる。
- (1) 利用するパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)が5台までの場合は、基準額どおりとする。
- (2) 利用するパソコンが5台を超える場合は、5台を超える台数について、1時間につき1台当たり220円を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。

2～6 省略

(削る)

別表第2(第12条関係)

設備の名称	単位	基準額
楽器	1台	1日につき <u>530円</u>
放送機器	一式	1日につき <u>1,190円</u>
コンセント (削る)	1個	1日につき <u>200円</u>

(削る)

7 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2(第12条関係)

設備の名称	単位	基準額
楽器	1台	1日につき <u>440円</u>
放送機器	一式	1日につき <u>990円</u>
コンセント	1個	1日につき <u>165円</u>
<u>照明機器(多目的 ホール内)</u>	<u>一式</u>	<u>1日につき165円</u>

備考 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議案第23号関係

新旧対照表

○山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例

新					旧				
(休館日等)					(休館日等)				
第7条 センターは、次に掲げる日を休館とする。					第7条 センターは、次に掲げる日を休館とする。				
<u>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</u>									
<u>(2) 12月29日から翌年の1月5日まで</u>					<u>(1) 12月29日から翌年の1月5日まで</u>				
<u>(3) 8月14日から同月16日まで</u>					<u>(2) 8月14日から同月16日まで</u>				
2 省略					2 省略				
(開館時間)					(開館時間)				
第8条 センターの開館時間は、午前9時から <u>午後9時</u> までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。					第8条 センターの開館時間は、午前9時から <u>午後10時</u> までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。				
<u>別表(第12条関係)</u>					<u>別表(第12条関係)</u>				
種別		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	種別		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
たくみ館	大内塗研修室	(310円) 1,320円	(310円) 1,320円	(310円) 1,320円	たくみ館	大内塗研修室	(260円) 1,100円	(260円) 1,100円	(330円) 1,370円
	共同作業室	(760円) 2,640円	(760円) 2,640円	(760円) 2,640円		共同作業室	(630円) 2,200円	(630円) 2,200円	(790円) 2,750円

	研修室	(830円) 2,640円	(830円) 2,640円	(830円) 2,640円
	創作室(1)	(700円) 2,640円	(700円) 2,640円	(700円) 2,640円
	創作室(2)	(260円) 1,320円	(260円) 1,320円	(260円) 1,320円
	和室	(190円) 1,320円	(190円) 1,320円	(190円) 1,320円
	食品加工室	(610円) 2,640円	(610円) 2,640円	(610円) 2,640円
	談話室	(410円) 1,320円	(410円) 1,320円	(410円) 1,320円
まなび館	和室(1室につき)	(260円) 530円	(260円) 530円	(260円) 530円
	茶室	790円	790円	790円
みやび館	北側和室	(220円) 910円	(220円) 910円	(220円) 910円
	西側和室	(280円) 1,320円	(280円) 1,320円	(280円) 1,320円
	中央和室	(260円) 1,180円	(260円) 1,180円	(260円) 1,180円
	和室(小)	(100円)	(100円)	(100円)
	研修室	(690円) 2,200円	(690円) 2,200円	(860円) 2,750円
	創作室(1)	(580円) 2,200円	(580円) 2,200円	(730円) 2,750円
	創作室(2)	(220円) 1,100円	(220円) 1,100円	(280円) 1,370円
	和室	(160円) 1,100円	(160円) 1,100円	(200円) 1,370円
	食品加工室	(510円) 2,200円	(510円) 2,200円	(640円) 2,750円
	談話室	(340円) 1,100円	(340円) 1,100円	(420円) 1,370円
まなび館	和室(1室につき)	(220円) 440円	(220円) 440円	(280円) 550円
	茶室	660円	660円	820円
みやび館	北側和室	(180円) 760円	(180円) 760円	(220円) 960円
	西側和室	(230円) 1,100円	(230円) 1,100円	(290円) 1,370円
	中央和室	(220円) 980円	(220円) 980円	(280円) 1,230円
	和室(小)	(80円)	(80円)	(110円)

		<u>380円</u>	<u>380円</u>	<u>380円</u>			<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>410円</u>
	<u>茶室</u>	<u>(240円)</u>	<u>(240円)</u>	<u>(240円)</u>		<u>茶室</u>	<u>(200円)</u>	<u>(200円)</u>	<u>(250円)</u>
		<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>			<u>880円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
備考					備考				
1～3 省略					1～3 省略				
<u>4 利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するとき又は営利、営業若しくは宣伝等の目的で利用するときは、規定の利用料金に次の表の区分に従い、それぞれの定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、2の区分に該当するときは、当該区分のうち、高い方の率を乗じて得た額を加算する。</u>									
<u>区分</u>		<u>率</u>							
<u>入場料等が1,000円未満の場合</u>		<u>50パーセント</u>							
<u>入場料等が1,000円以上の場合</u>		<u>100パーセント</u>							
<u>営利、営業又は宣伝等を目的として利用するとき</u>		<u>150パーセント</u>							

○大原湖キャンプ場設置及び管理条例

新			旧			
(休場日)			(休場日)			
第7条 キャンプ場の休場日は、12月29日から翌年の <u>2月末日</u> までとする。ただし、指定管理者が <u>必要</u> があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。			第7条 キャンプ場の休場日は、12月29日から翌年の <u>1月3日</u> までとする。ただし、指定管理者が <u>必要で</u> であると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。			
<u>別表(第8条及び第11条関係)</u>			<u>別表(第8条及び第11条関係)</u>			
<u>利用料金基準額</u>			<u>利用料金基準額</u>			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	備考
<u>ケビン</u>	<u>1か所1泊(午後3時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>16,330円</u>	<u>ケビン</u>	<u>1か所1泊(午後3時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>13,610円</u>	<u>ただし、12月1日から翌年の3月31日までの間、1か所1泊の利用料金は6,810円とする。</u>
	<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>6,280円</u>		<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>5,230円</u>	
	<u>延長料金1時間につき</u>	<u>1,000円</u>		<u>延長料金1時間につき</u>	<u>830円</u>	
<u>オートキャンプサイト</u>	<u>1か所1泊(午後1時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>6,910円</u>	<u>オートキャンプサイト</u>	<u>1か所1泊(午後1時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>5,760円</u>	<u>ただし、12月1日から翌年の3月31日までの間、1か所1泊の利用料金は2,880円とする。</u>
	<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>1,880円</u>		<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>1,570円</u>	
	<u>延長料金1時間につき</u>	<u>370円</u>		<u>延長料金1時間につき</u>	<u>310円</u>	
<u>一般キャンプサイト</u>	<u>1か所1泊(午後1時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>2,510円</u>				

	<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>620円</u>	<u>一般キャンプサイト</u>	<u>1か所1泊(午後1時から翌日の午前11時まで)</u>	<u>2,090円</u>	<u>ただし、12月1日から翌年の3月31日までの間、1か所1泊の利用料金は1,040円とする。</u>
	<u>延長料金1時間につき</u>	<u>250円</u>		<u>1か所一時利用(午前9時から午後4時まで)</u>	<u>520円</u>	
	<u>別に定める。</u>	<u>実費を基準として市長が定める額</u>		<u>延長料金1時間につき</u>	<u>210円</u>	
<u>備品</u>			<u>備品</u>	<u>別に定める。</u>	<u>実費を基準として市長が定める額</u>	

○湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例

新	旧																
<u>(休館日)</u> <u>第7条 拠点施設の休館日は、毎月第1水曜日及び第3水曜日とする。ただし、第1水曜日又は第3水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日を休館日とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u> (開館時間) 第8条 拠点施設の開館時間は、<u>午前9時から午後9時30分</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 別表(第9条関係) 施設利用料金基準額 <table><tr><th>施設</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)</td><td>大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき</td><td><u>240円</u></td></tr><tr><td>小人(小学生及び中学生)1人につき</td><td><u>120円</u></td></tr></table>	施設	単位	金額	足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)	大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき	<u>240円</u>	小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>120円</u>	<u>(休館日)</u> <u>第7条 拠点施設は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。</u> (開館時間) 第8条 拠点施設の開館時間は、<u>午前8時から午後10時</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。 別表(第9条関係) 施設利用料金基準額 <table><tr><th>施設</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)</td><td>大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき</td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>小人(小学生及び中学生)1人につき</td><td><u>100円</u></td></tr></table>	施設	単位	金額	足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)	大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき	<u>200円</u>	小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>100円</u>
施設	単位	金額															
足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)	大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき	<u>240円</u>															
	小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>120円</u>															
施設	単位	金額															
足湯施設(窓辺の湯、四季の湯及び言音の湯)	大人(中学生を除く年齢15歳以上の者)1人につき	<u>200円</u>															
	小人(小学生及び中学生)1人につき	<u>100円</u>															

議案第 27 号関係

新旧対照表

○山口市水道事業等の設置等に関する条例

新	旧
(業務状況説明書類の提出) 第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに_____市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載_____ _____ _____しなければならない。 (1) 及び(2) 省略 <u>(3) 前事業年度の決算の状況</u> <u>(4) 前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針</u> <u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項 3 省略	(業務状況説明書類の提出) 第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、<u>10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに</u>市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載<u>するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに</u>しなければならない。 (1) 及び(2) 省略 <u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項 3 省略

新	旧
(液体燃料を使用する器具) 第18条 省略 2 省略 <u>3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u> (固体燃料を使用する器具) 第19条 省略 2 省略 <u>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u> (気体燃料を使用する器具) 第20条 省略 2 省略 <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u> (電気を熱源とする器具) 第21条 省略 2 省略	(液体燃料を使用する器具) 第18条 省略 2 省略 (固体燃料を使用する器具) 第19条 省略 2 省略 (気体燃料を使用する器具) 第20条 省略 2 省略 (電気を熱源とする器具) 第21条 省略 2 省略

3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。	
--	--

